

史料紹介・翻刻

明治二十年「大沼郡 民度區域調進達書」

とその作成に関わる史料

川 口 洋

はじめに

本稿では、「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴庶務課」（福島県歴史資料館所蔵、明治・大正期福島県庁文書、資料番号：一〇五九）に合綴されている「南會津、北會津、耶麻、大沼、河沼 民度區域調 第一部庶務課」のうち、「大沼郡 民度區域調進達書」とその作成に関わる史料を紹介・翻刻する。人口回復・増加が始動した明治中期の大沼郡における社会経済的状況の理解を深めるために、日常生活の諸相、末端消費・最終需要、生産活動、商品流通、労働需要、および人口構造の変容を史料から読み取りたい。「民度區畫調上申綴」と「東白川、石川、田村、菊田、磐前、磐城、楢葉、行方、標葉、宇多 民度區域調 第一部庶務課」（福島県歴史資料館所蔵、明治・大正期福島県庁文書、資料番号：一

一〇五八）に合綴されている各郡長から福島縣に進達された民度區域調は、明治二〇（一八八七）年九月に福島縣知事・折田平内が、各郡長に令達した「訓令庶秘第二號」に指示された項目に準拠して作成された（川口、二〇二〇）。すなわち、管下の郡を数区に地域区分して、区域ごとに、気候、地形、耕地宅地、町村戸口地租、風俗生計、物産、職業、学事、宗教、物価、衛生、犯罪、諸税及協費、および雑件の十四項目の報告文に、各郡の農産物・水産物収穫表、諸物価・諸職工賃銭表、輸出入品高及び金額表を加えた構成に統一されている。

民度區域調は、産業化が始動した一八八〇年代の民衆の日常生活を描いた第一級の地誌とみとめられる。とくに、風俗生計と雑件の両項目は、郡役所役人の視線で社会階層別の衣食住を含む日常生活を観察した他に類例を見ない史料である。風俗生計の項目には、生計費、常用衣服、晴着、食物、講、自家用酒造戸数、家屋、日用品の流通、県会議員の有権者数、および徴兵状況が、雑件の項目には、出稼ぎ、生活時間、夜業、休日などが活写されている。

「大沼郡 民度區域調進達書」を明治二〇年に進達した町野主水は、明治十七（一八八四）年十二月二六日から明治二二年七月一日まで、大沼郡長を務めた（大沼郡役所、一九三三・一五二頁）。最後の会津武士と賞された主水は、天保十（一八三九）年十一月二五日、会津藩士・町野伊佐衛門閑栄ときとの長男として若松で生ま

明治二十年「大沼郡 民度区域調進達書」とその作成に関わる史料

れ、大沼郡長を最後に非職となった(中村、一九九七)。

「大沼郡 民度区域調進達書」は、縦二六cm、横三六cmの縦帳で、朱色で罫線と用紙の中央下部に「福島縣大沼郡役所」と刷られた四十一丁の和紙で構成されている。

一 史料の作成過程

明治二〇(一八八七)年七月四日、福島縣第一部長・永峰彌吉は「一庶第二九七号」を各郡長に送達して、所轄の郡を数区に区分する「民度区畫見込」を七月二〇日までに提出するよう求めた(川口、二〇二〇)。七月二六日と八月八日に、第一部長から督促を受けた大沼郡長・町野主水は、八月九日に「大沼郡民度区画調(史料六)」を第一部長に進達した(表一)。

「大沼郡民度区画調」は、大沼郡を東部(居平郷)、中部(金山谷)、西部(野尻郷、伊北郷)に三分している。本史料では、大沼郡中央部の博士山と越後国東蒲原郡との国境に位置する御神楽岳を結ぶ山々が、会津盆地南西部の「平坦沃土」に広がる東部と只見川河谷の山間部に集落が立地する中西部との境界とみなされている。

東部は、「高田、永井野、本郷ノ三カ村ハ戸々檐を連ネ市街類似ノ村方ニシテ、農ノ傍ラ商業ヲ営ム。特ニ本郷ハ陶器業ニ従事スルモノ多シ。コノ三カ村ハ自カラ稍商家ノ風ヲ佩フルモノアリト雖ト

表1 「大沼郡 民度区域調進達書」の作成過程

年月日	事項
明治20年6月下旬から7月上旬か?	福島縣第一部長・永峰彌吉と各郡長、福島縣廳で民度取調について面談。
明治20年7月4日	福島縣庶務課長・沼澤七郎、7月20日までに民度区畫見込の差出を各郡長に求める「一庶第二九七号按伺」を起案。同日付で、第一部長が各郡長に送達。
明治20年7月26日	福島縣庶務課、民度区画調の提出を大沼郡長・町野主水と石川郡長・柳瀬易義に督促する電文案を起案。第一部長が両郡長に送達(史料一)。
明治20年7月27日	大沼郡長、第一部長に民度区画調の進達を電報で回答(史料二)。
明治20年8月8日	庶務課長、民度区域調の提出を大沼郡長に督促する電文案を起案。第一部長が大沼郡長に送達(史料三)。
明治20年8月9日	大沼郡長、第一部長に「大沼郡民度区画調」を公用書留で進達(史料六)。
明治20年8月10日	庶務課、大沼郡長に8月8日に送達した電文の回答を督促する電文案を起案。第一部長が大沼郡長に送達(史料四)。
明治20年8月10日	大沼郡長、第一部長に9日付けの書留で「大沼郡民度区画調」を進達したことを電報で回答(史料五)。
明治20年9月8日	福島縣知事・折田平内、9月30日までに民度区域調の差出を各郡長に求める「訓令庶秘第二號」を令達。
明治20年11月28日	大沼郡長、福島縣知事に「民度区域進達書」を進達(史料七)。
明治20年12月22日	庶務課、大沼郡長に脱落していた大沼郡東部の「(十四)雑件」の差出を求める電文案を起案。第一部長が大沼郡長に送達(史料八)。
明治20年12月28日	大沼郡長、第一部長に大沼郡東部の「(十四)雑件」を回答(史料九)。

モ、他ハ専ラ農業ニ従事スルヲ以テ民情風俗大異同アル事ナシ」と紹介されている。高田村、永井野村、本郷村では、商業を営む者が多く、本郷村では陶器の製作が盛んであった。

中部は、「概シテ水田乏シク、重モニ畑作ニ資ル養蚕、材木、麻蚊帳地、人参等ノ産アリ。以テ米穀ニ換フ」と纏められている。中部は、水田が少なく、畑作が中心であり、養蚕、材木、大麻を素材とする蚊帳地、朝鮮人参などの特産物を移出して、飯米に換えていた。

西部は、「水田乏シト雖トモ、野尻郷ト伊北郷ニハ、稍水田ニ富ミ、米穀ヲ他ニ仰カサルモノ数村アリ。物産ハ中部ト大異同ナシト雖トモ、人参ハ産額極メテ寡少。独リ野尻郷ハ、苧ノ産出頗ル富メリ。民情風俗亦稍相似タリト雖トモ、中部ニ比スレハ都邑を距ル事益遠キヲ以テ、衣食住ヲ始メ、百事更ニ素朴ナルヲ覚フ」と記されている。西部で生産される物産は、中部と比較して、朝鮮人参の生産額が少なく、野尻郷で苧麻（青苧）の生産量が多いのが特色である。

東部は阿賀川上流の宮川流域、中部と西部は阿賀川上流の只見川流域に当たる。江戸時代から明治初年まで、東部は会津藩の橋爪組、中荒井組、高田組、南山御蔵入領の永井野組、冑組、東尾岐組に、中部は南山御蔵入領の大谷組、瀧谷組、西部は南山御蔵入領の大石組、野尻組、大塩組に所属していた。

九月八日に福島縣知事・折田平内は、「訓令庶秘第二號」を各部長に合達して、九月三〇日までに民度区域を別添項目に準拠して進

達するよう求めた。「訓令庶秘第二號」には、調査項目が詳細に説明されており、これに準拠して各郡の民度區域調も作成された。

「訓令庶秘第二號」を受けた大沼郡長は、十一月二十八日に、「大沼郡 民度區域調進達書（史料七）」を福島縣知事に進達した。本史料では、北会津郡との境界に位置する鶴沼川（旧宮川）以西から博士山と明神岳を結ぶ線以东を東部、博士山と明神岳を結ぶ線以西を中西部と、大沼郡の「民度ノ区域」を二分している。博士山、明神岳、および「大沼郡民度区画調」に見える御神楽岳は、陸奥国二宮、会津総鎮守を称する伊佐須美神社（現、大沼郡会津美里町高田）が遷座した地と伝承されている（大沼郡役所、一九二三…五八九頁）。

二 日常生活の諸相

「大沼郡 民度區域調進達書」風俗生計の項目によれば、一年間の生活費、衣服、食物、家屋などに大きな階層間格差がみられた（表2、3）。史料に記録されることが稀な食物についても、東部では、上層が一日三食とも米飯であったのに対して、中層が米、麦の雑飯、下層が米、麦の雑飯と粥、あるいは乾菜、蕎麦、馬鈴薯の混炊であった。西部では、上層が一日三食ともに米飯で、時々、米、粟、乾菜の混炊であったのに対して、中層が米、粟、乾菜の混炊、

表2 明治19(1886)年の大沼郡東部における衣食住

社会階層	上等	中等	下等
生計費	300円以上	180円以上	50円以下
常用衣服	帯、襦袢、股引、足袋等、皆木綿。絹布は稀に帯、羽織、袴等に用いる者あるを見る。	上等に比し、稍粗なるのみ。	藍褌を纏い、腰切の服に、藍褌の股引、若しくは夜猿袴を着ける。
食物(1日3食)	米飯	米麦雑飯	米麦雑飯、同上の粥、乾菜、蕎麦、馬鈴薯混炊
家屋(建坪)	48坪	35坪	28坪
屋根	萱葺、稀に小羽葺	上等に同じ	藁葺
1ヶ月の借家料	2円	1円	25銭
新築一坪の費用	10円	6円	4円

史料「大沼郡 民度區域調進達書」(福島県歴史資料館所蔵「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴庶務課」明治・大正期福島県庁文書、資料番号:1059所収)

表3 明治19(1886)年の大沼郡中西部における衣食住

社会階層	上等	中等	下等
生計費	300円以上	150円以上	50円以下
常用衣服	平常綿布。帯や羽織等は、戸主や隠居等が、稀に用いる者あり。	上等に比し、一等を降る。山野の稼には、多く麻布を用いる。	麻布の藍褌を纏い、腰切の服に夜猿袴を着ける。
食物(1日3食)	米飯、間々米、粟、乾菜混炊	米、粟、乾菜混炊	米小許に、乾菜混炊
家屋(建坪)	50坪	35坪	24坪
屋根	萱葺	上等に同じ	上等に同じ
1カ月の借家料賃貸	事実定限なし		事実定限なし
新築一坪の費用	8円	6円	4円25銭

史料「大沼郡 民度區域調進達書」(福島県歴史資料館所蔵「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴庶務課」明治・大正期福島県庁文書、資料番号:1059所収)

下層が少量の米に乾菜の混炊であった。増量材である糧として乾菜を混ぜるのが中西部における日常食の地域的特色である。

調味料について、「味噌、醤油ハ郡内ノ製造ニテ足ルモ、又若松ヨリ輸入スルモノアリ」(東部)、「味噌ハ大抵、各自ニ之ヲ製シ、他ニ求メス。其製造中等以下ノ分ハ、甚シキ粗品ニシテ、食用ニ適セス。醤油ハ郡内ニ製造者アリ。他ニ仰カス。中等以下ハ之ヲ用キル事、甚稀ナリ」(中西部)と記されている。味噌、醤油は郡内で生産・消費されていたが、東部では若松から購入する者もみられた。中西部の中下層が作る味噌は、「食用ニ適セス」と酷評されており、醤油を用いることも稀であるという記述は注目される。

祭礼儀式など晴の場に出る服装を、「上等ノ分ハ、羽織袴ハ絹布、冠リ物ハ重モノ用キス、下駄ハ草履打、蝙蝠傘ハ絹張りヲ用フ。婦女ノ衣服又、絹布ヲ着ケ、下駄、蝙蝠傘、男子ニ準ス」、「中等以下ハ都テ綿布ノコレニ準スルモノヲ用ヒ、下等ニ至リテハ、其二ノ及フモノヲ理装スルノミ」(東部)、「上等ノモノト雖モ、衣服ニ絹布ヲ用キルモノ稀ナリ。冠リ物ハ大抵用キス。下駄、蝙蝠傘等モ都テ素朴。婦女ノ衣服又、コレニ準ス」(中西部)と描写して

いる。東部の上層は絹布の羽織袴と蝙蝠傘、草履打の下駄、中下層は綿布の礼装を用いたが、下層は礼装の一部を着けるにとどまっていた。中西部では、上層でも絹布の衣服を着る者は稀であった。

郡役所役人は、晴着について、「其装飾、専ら日本風ノ稍古ルキ農家ト町家ノ間位ノ風ヲ以テシ、曾ヲ洋風等ニ模擬スルモノナシ」(東部)、「洋風等ハ、都テ模擬スルモノナク、殆ト中古ノ農家風存スト云フヘシ。其中ニモ、中部ハ少シク都邑ノ風ヲ帯フルモノアリ。西部ニ至ルニ從ヒ、益質素古風ヲ存ス」(中西部)と論評している。日常生活で洋服を着る者は、奉職者、すなわち官吏や教員に限られた。

地租を五円以上納める二〇歳以上の男性が有権者となる県會議員選挙権を持つ者は、東部で一、七二五人、中西部で三四一人であり、地租を十円以上納める二五歳以上の男性が有権者となる県會議員被選挙権を持つ者は、東部で一、〇〇三人、中西部で五四人であった。県會議員選挙権の有権者が全戸数に占める構成比は東部で四四％、中西部で十四％、本籍人口に占める構成比は東部で八％、中西部で二％である。県會議員被選挙権の有権者が全戸数に占める構成比は東部で二六％、中西部で二％、本籍人口に占める構成比は東部で二％、中西部で〇・四％である。東部と比較して中西部では、高額な地租を納める富裕層が少なかった。

学事の項目によれば、東部で高等小学校二校、尋常小学校五校、

尋常小学校分教室五校、中西部で尋常小学校六校、尋常小学校分教室一校、簡易小学校十一校を数えた。学齡兒童は東部で三、七二二人、中西部で二、五九五人であった。学齡兒童の就学率は東部で五六％(男性…七五％、女性…三七％)、中西部で五二％(男性…六八％、女性…三四％)に止まった。明治十九(一八八六)年四月十日に公布された小学校令により、六歳の学齡に達した兒童の就学が義務化されたが、開始直後の就学率、とくに女性の就学率は低かった。

雑件の項目には、「積雪中ハ東部ニ於テ通運業アル地方ハ雪舟ヲ以テ、米穀、木材、石材等ノ運搬ヲ業トス。其他或ハ筵ヲ織リテ販キ、或ハ繩ヲナイ、鞋ヲ作り、米穀ノ拵ヒニ従事ス獨リ高田村ハ苧綿漉、勝原村ハ紙漉ヲナスモノ頗ル多シ」、「中西部ハ、薪切、雪卸(積雪非常ニ多キヲ以テ、一ノ事業ニ属スルナリ)、秋收ノ米穀拵ヒ、鞋作り等ニ從フ。稀ニ紙漉等ヲスモノアリ。女ハ地方ニヨリ、蚊帳地ヲ製造ス。其他皆麻布、即本部農業ノ衣服ニ用キルモノヲ製作且裁縫ス。又本部ヨリ茅手職及薪切等ノ為メ、関東地方ノ出稼ト称シ、前後三ヶ月間程出ルモノ間々アリ」と、冬季の仕事が報告されている。

東部では、冬季に米穀、木材、石材をソリに乗せて運ぶ運送業に携わるほかに、筵・繩・草鞋作り、米穀を吠に詰める作業などに従事した。高田村では苧綿漉、勝原村では紙漉を行う者が多い。一方、

中西部では、薪切や屋根の雪下し、米穀の吟詰め、草鞋作りに従事した。紙漉を行う者は少ない。女性は、麻糸で蚊帳地や農作業用の麻織物を製造した。男性は、屋根を葺く茅手職人、あるいは薪切として、冬季に三カ月間ほど関東地方に出稼ぎに出る者が多かった。

東部では五時、西部では六時に起床して、夜十時頃に就寝した。男性は草鞋、縄、菰作り、女性は紡績と裁縫が、冬季の夜業であった。東部の勤労状況について、「都邑近傍ノ農民ニ恥ツヘキ時間ヲ徒費スルモノ多シ」、中西部についても、「東部ニ比シ、年ヲ以テ算スレハ、時間ヲ徒費スル事更ニ大シ」と郡役所役人の評価は厳しい。

五節句、二十日、盂蘭盆会などの定期休業に加えて、毎月、旧暦の一日、十五日、二十八日に休業する者が多い。午前、昼食時、午後三時過ぎに休憩して、炎暑の夏季には午睡の時間を取っていた。

風俗生計の項目によれば、春と秋に、東部では山神講、地藏講などが、中西部では伊勢講、日待講、地藏講などが開かれた。性別に組合があり、輪番で宿を務め、参加者から米を集めて酒宴を行った。

三 末端消費・最終需要

郡外から大沼郡に移入された物産の総額は、明治十七・十八・十九年の三年間を平均すると九七、四〇〇円に達した(表4)。このうち、塩、生乾魚、黒砂糖、白砂糖、菓子類といった食料品は、移入

表4 大沼郡における移入金額(明治17、18、19年の平均)

移入品	移入金額	(構成比)
塩	15,000 円	(15.4%)
生乾魚	32,000 円	(32.9%)
黒砂糖	2,000 円	(2.1%)
白砂糖	1,000 円	(1.0%)
菓子類	2,000 円	(2.1%)
絹織物	5,000 円	(5.1%)
木綿織物	10,000 円	(10.3%)
諸金属	8,200 円	(8.4%)
西洋雑品	15,000 円	(15.4%)
石炭油	7,200 円	(7.4%)
合計	97,400 円	(100.0%)

史料)「大沼郡 民度區域調進達書」(福島県歴史資料館所蔵「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴 庶務課」明治・大正期福島県庁文書、資料番号：1059 所収)

総額の五四%を占める。

白砂糖の移入量が一、二〇〇貫目(約四・五t)、一、〇〇〇円、黒砂糖の移入量が五、〇〇〇貫目(約十八・七五t)、一、〇〇〇円、菓子類の移入量が二、〇〇〇貫目(約七・五t)、一、〇〇〇円に上り、移入総額の五%を占める点も注目される。福島県における現住人口一〇〇人当たりの菓子税の負担額が、明治十八(一八八五)年から明治二八(一九一五)年の十年間に増加したことが知られている(黒崎、一九八四…一〇〇頁)。松方デフレの影響から脱していない時期にもかかわらず、膨大な量の砂糖や菓子が購入されていた事実は、末端消費・最終需要の堅調な拡大傾向を示唆している。

職業の項目には、東部で一五〇戸、中西部で三六人の菓子屋、東部で十三戸の酒屋が確認できる(表5)。国税である菓子税を徴収するために営業鑑札を下付された菓子屋は、酒造税を徴収するために

表5 明治19(1886)年の大沼郡における職業

職業	東部	中西部
農	16,780 人	11,336 人
商	444 人	263 人
工	439 人	1,189 人
雑業(漁業)	331 (23) 人	161 (9) 人
酒屋	13 戸	なし
酒受小売	-	凡 20 人
菓子屋	150 戸	36 人
遊芸人	10 人	3 人
藝妓	5 人	なし
娼妓	なし	なし
書肆	なし	なし

史料)「大沼郡 民度區域調進達所」(福島県歴史資料館所蔵「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴 庶務課」明治・大正期福島県庁文書、資料番号：1059 所収)

営業鑑札を下付された酒屋と同様、府県に把握されていた。東部では一〇〇戸に約四戸、西部では一〇〇戸に約二戸が菓子屋であった。

絹織物と木綿織物は、大沼郡への移入総額の十五%を占めた(表4)。農産物収穫表によれば、明治十七年から十九年までの三年間の平均で、木綿織物は六、八九八反余、絹及雑織物は七八〇反余生産されている。一方、重要ナル輸入品及ヒ金額表によれば、木綿織物一〇、〇〇〇反、絹織物一、二五〇反が移入された。大沼郡では、生産量を上回る織物を郡外から移入していた。

多様な移入品のうち、「西洋雑貨 五百駄 壹万五千元」、「石炭油 三百拾三石 七千貳百円」、「白砂糖 千貳百貫目 千円」は、開港以前に見られなかった新たな商品流通の動向を示している。西洋雑貨は移入総額の十五%、石炭油は移入総額の七%、洋糖と推測

明治二十年「大沼郡 民度區域調進達書」とその作成に関わる史料

表6 大沼郡における移出金額(明治17、18、19年の平均)

移出品	移出金額(構成比)
生糸	50,000 円 (41.4%)
大麻	25,000 円 (20.7%)
苧麻	10,000 円 (8.3%)
陶器	25,000 円 (20.7%)
木材	1,000 円 (0.8%)
漆汁	2,200 円 (1.8%)
人参	7,000 円 (5.8%)
紫蘇乾	550 円 (0.5%)
合計	120,750 円 (100.0%)

史料)「大沼郡 民度區域調進達所」(福島県歴史資料館所蔵「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴 庶務課」明治・大正期福島県庁文書、資料番号：1059 所収)

される白砂糖は、移入総額の1%を占める。海外からの多様な舶来品が、明治中期までに、山深い村々にも受け入れられていった。

四 生産活動

大沼郡から郡外に移出された物産の総額は、明治十七・十八・十九年の三年間を平均すると一二〇、七五〇円に達した。このうち、生糸は移出総額の四一%を占める本郡第一の物産となっていた(表6)。物産の項目によれば、明治十九年に至る五年間の生糸生産量は、東部で七五〇貫目(約二・八t)、西部で四、五〇〇貫目(約十六・九t)に達した。

物産の項目によれば、東部では、明治十九年までの三年間に植樹した桑苗が十五万本に達し、町村費で植樹を補助していた。一貫目

当たりの桑葉の時価は、明治十七年に四錢であったが、十八年には六錢、十九年には十二錢と、明治十八年から十九年の間に急騰した。郡役所役人は、「従来、養蚕ニ従事スルモノ僅少ナリシモ、近年、養蚕ノ利益大ナルヲ知り、漸次桑樹ヲ植立コノ業ニ従事スルモノ大ニ増加シ、製糸器械及揚返シ等ノ具ヲ設ケ、日二月ニ盛大ニ趣クノ勢アリ」と、養蚕に従事する者が少なかった東部でも、養蚕・製糸業が急成長を始めた情況を描いている。

中西部では、明治十九年までの三年間に植樹した桑苗は十二万本に達し、このうち八万本は町村費補助、四万本は各自が購入した桑苗であった。一貫目当たりの桑葉の時価は、明治十七年に二錢五厘であったが、明治十八年には三錢、明治十九年には九錢五厘と、明治十九年に急騰した。「当地方ハ、元来、養蚕ニ従事スルモノ毎村ナリト雖トモ、七、八年以來、一層増加ス。尤、毎村多ク天然ノ野桑ニ富メリ。故ニ近年ハ、養蚕ニ従事セサルモノハ甚タ稀ナル位ニ至レリ。然トモ、近年着手セシ分ハ需要ニ供スル為メニスルモノ多クシテ、全体販賣ノ額ヲ著ク増加スルニ足ラスト雖モ、漸次増加ノ景況アリ。蓋シ、数年ナラスシテ盛大ノ業トナルヘシ」と記されている。中西部では、従来から野桑を利用して、全村で養蚕が行われていたが、七、八年前の一八八〇年頃から一層盛んとなり、近年は養蚕に従事しない者が稀なほど活況を呈していると指摘されている。犯罪の項目には、「諸税不納ノ為メ、公賣處分ヲ受クルモノ漸次

減少。十七、八年ノ交ニ比スレハ殆ント十分一以内ニ減ス」、「近年身代限りノ處分ヲ受クルモノ、年一年ヨリ減少シ明治十七年頃ニ對比スルニ、十分一以内ニ至レリ」（東部）と記されている。松方デフレの影響で米、繭、桑葉を含む農産物の価格が下落したため、明治十七・十八年に租税を支払えずに公売処分を受けた者、身代限りとなって破産した者は、本史料が作成された明治二〇年の十倍にのぼった。他方、大沼郡で養蚕に従事する者は、松方デフレの影響下でも増加を続けた。絹織物などの末端消費・最終需要が全国的に堅調であったことを背景に、大沼郡でも養蚕業が、一八八〇年代から本格的に始動したと考えたい。

大沼郡では、生糸の移出量が一、七〇〇貫目（約六、四t）であったのに対して、大麻の移出量は二九、〇〇〇貫目（約一〇八、八t）、移出総額の二二％を占め、苧麻（青苧）の移出量は二、四〇〇貫目（約九t）、移出総額の八％を占めた（表6）。養蚕業の従事者が急増した一八八〇年代に至っても、大沼郡では膨大な量の大麻や苧麻が生産・移出されていた。生糸をはじめ、江戸時代から本郡を代表する特産物であった大麻、苧麻、陶器、ぜんまい、朝鮮人参、木地などの生産・移出も、明治中期まで活況が続いていた。

耕地宅地の項目には、東部の穂馬村、佐賀瀬川村、雀林村で煙草、高田近村で藍、菜種、大豆、東尾岐近村で大麻、中西部の全村で麻と桑、野尻郷で苧麻が所得の多い畑作物として挙げられている。

五 商品流通

耕地宅地の項目には、東部で「収穫米ハ部内人民ノ常食ニ餘リアリ。重モ二南會津郡田島地方ヨリ延テ上州沼田地方ニ輸出ス」、中西部で「収穫米ハ部内人民ノ常食ニ足ラス。重モ二河沼郡坂下町及当郡東部高田、永井野地方ヨリ輸入ス」と報告されている。東部では、南會津郡田島地方を経て、上野国沼田地方に余剰米を移出していた。一方、中西部では、不足する飯米を河沼郡坂下町、大沼郡東部の高田村・永井野村から購入していたとみられる。東部・中西部の俵は、いずれも四斗人であるが、近年は呷を用いている。

東部における畑作物は、「麦ハ概ネ、大麦八分、小麦二分位ノ割合トス。麦ノ外重モナルモノハ菜種、麻、大豆、藍、人参等トス。大麦ハ部内ノ日常米ニ和シ、食料ニ充テ、小麦ハ若松地方へ輸出ス」、中西部では「当部ハ大小麦共耕作セス。常作ノ重モナルモノハ、大豆、蕎麦、粟、麻、黍、苧麻等トス」と記されている。東部では大麦などを、中西部では粟などを米と混炊して、中下層の食物とした。東部では小麦が若松に移出されていたほか、菜種、藍、朝鮮人参が、中西部では大麻、苧麻などが栽培されていた。大麻、苧麻、朝鮮人参は、郡外へ移出する大沼郡を代表する特産物であった。風俗生計の項目には、東部で「野菜ハ郡内ニ販賣ノ為メ作ルモノ

少ナク、北會津郡菜園場ヨリ輸入スルモノアリ」、中西部で「野菜ハ各自ノ所作ヲ用ルノミニシテ賣買ナシ」とある。東部では、野菜を北會津郡から購入する者もみられた。二節で先述したように、東部では、味噌・醤油を若松から購入する者もいた。

郡外からの移入総額の十五%を占める塩は越後国から、移入総額の三三%を占める生乾魚の多くも、越後国から移入されたとみられる(表4)〔一〕。

風俗生計の項目によれば、東部では、「呉服反物ノ類ハ、多ク若松市中ヨリ輸入ス」、中西部では、「呉服反物ハ、重モ二若松地方及越後地方ノ商人負荷シテ入込販売ス。若シ婚姻等ニ需用スルトキハ、多ク若松市街ニ就テ購入スルモノトス」と説明されている。東部では、呉服反物を若松市中から移入していた。一方、中西部では、呉服反物を若松や越後国の商人が背負って行商に来て販売しており、婚姻などの際には、若松市街で呉服反物を購入した。

物價の項目には、絹布や綿布などの価格が、「日用必需ノ物品、野菜、絹布、綿布等ノ類都テ、若松市中ニ比スレハ殆ト壹割弱貴シ。故ニ絹布、綿布類、其他ノ日用器具ニ至ルマテ、些價額ノ高ムモノハ、重モ二若松市中ニ就テ購入スルモノトス。」(東部)、「日用必需ノ物品ハ、多ク若松市街其他ヨリ仕入ル、モノニシテ、概シテ、道路峻坂アリ、距離ノ遠キニ從ヒ、其價頗ル貴シ。絹布、綿布ノ如キモ、若松、若シクハ越後人ノ出商ニ係ルヲ以テ、皆其價廉ナ

ラス」(中西部)と報告されている。

大沼郡では、輸送費が掛かるため、野菜、絹布、綿布を含む日用品が、若松市中より一割も高値で取引されていた。そのため、東部では高価な商品を若松市街で購入した。中西部でも、生活必需品の多くを若松から仕入れており、絹布・綿布も若松や越後国から来る商人から高値で購入した。

物産の項目によれば、東部では信夫郡と安達郡で作られた蚕種を用いていたが、近年は若松や喜多方産の蚕種も併用するようになった。中西部では自家製の蚕種を用いていたが、近年は信夫郡、安達郡、および北会津郡から購入するようになった。

一八八〇年代に本郡で生産された生糸は、「右五ヶ年間ノ生糸ハ皆内國用ニ供スルノミニシテ、未タ外国へ輸出スル程ノ良糸ヲ製出スルニ至ラス」(東部)、「右ノ製糸ハ内國用ニ供スルニ止リ、未タ海外ニ輸出スヘキ良糸ヲ産出スルニ至ラス」(中西部)とあるように、国内市場に供給されていた。

六 労働需要

雑件の項目には、「東部ニハ越後地方ヨリ出稼ニ来ルモノ少ナカラス。大工職最モ多ク、其他ハ油締、酒屋男等ナリ」と、越後国から大沼郡東部への労働移動が報告されている。東部に位置する小山

村、仁王村、上杉原村の「明治三年十二月 戸数人数増減取調書上帳」(坂内康一家文書)によれば、明治三年六月、あるいは八月から、越後国蒲原郡・三島郡、下野国都賀郡出身の男性、女性を雇い入れていたことが確認できる。大工、油締、酒造をはじめとする他国からの出稼ぎは、大沼郡における生産活動が活性化したため、労働需要が拡大したことを示唆している。

酒造雇の賃金は一日二〇銭、油締の賃金は十八銭、菓子職の賃金が十七銭、左官の賃金が十六銭、大工、木挽、石工、屋根葺、指物、桶職、下駄職、染職、綿打、提灯張の賃金は十五銭であり、いずれも一日十二銭余の農業雇賃、耕夫雇賃を上回っている。

越後国など他国出身者が大沼郡に入籍する者も少なくなかった。

「明治四年十一月 岩代國大沼郡第十五区仁王村戸籍」、「明治四年辛未十一月 岩代國大沼郡冑組小山村戸籍」(坂内康一家文書)によれば、東部に位置する小山村や仁王村では、越後国蒲原郡・三島郡、相馬国標葉郡出身の配偶者を迎えた夫婦が、寡婦鰥夫を除く全夫婦の三%から十九%に達した。中西部に位置する山人村でも、「明治五年申年三月 戸籍下書 若松縣第四十六區山人村控」(大竹門三家文書)に越後国蒲原郡出身の婿養子を確認することができる。

七 人口構造

町村戸口地租の項目によれば、明治十九（一八八六）年十二月末日の大沼郡東部における人口は二二、八七三人（士族…四八三人、平民…二一、三九〇人）、戸数は三、八八六戸（士族…一一三戸、平民…三、七五三戸）と記録されている。一戸当たりの平均規模は、士族が四、三人、平民が五、七人である。士族は、総人口の二％、総戸数の三％に止まる。一方、中西部における人口は一四、三六九人（士族…三〇人、平民…一四、三三九人）、戸数は二、四四一戸（士族…八戸、平民…二、四三三戸）である。一戸の平均規模は、士族が三、八人、平民が五、九人である。士族は、総人口の〇、二％、総戸数の〇、三％に止まり、極めて少ない。

町村戸口地租の項目に記されている人口は、福島縣『明治十九年、二十年 福島縣統計書』に掲載されている明治十九年十二月末の本籍人口と一致する。戸数は、『明治十九年、二十年 福島縣統計書』の本籍戸数より五四戸多い。両史料の戸数に齟齬がみられるが、本史料に掲載されている人口と戸数は、本籍人口と戸数とみられる。

明治十八（一八八五）年から明治十九年までの一年間に、東部では二九五入、中西部では一〇〇人増加した。人口増加率は、東部で

一％、中西部で〇、七％となる。「コレハ實際人口ノ増加セシノミニ非ス。戸籍法ノ厳密ナルニ連レ、漏籍編入出願等ノ多キニ依ルモノ多キカ如シ」（東部）、「コレハ戸籍法ノ緻密ナルニ從ヒ、漏籍等ノ編籍ニ出ルモノ多キカ如シ」（中西部）という指摘には注意したい。戸籍を管掌する郡役所役人が、「漏籍編入出願」が多くなったことを人口増加の一因に挙げている。衛生の項目にも「出産ノ増加ハ、一ハ戸籍法ノ緻密ナルニヨル」（東部）と指摘されている。

衛生の項目には、大沼郡における男性の結婚年齢は十九歳から二〇歳、女性の結婚年齢は十七歳から十八歳と記されている。中西部に位置する桑原村で寛延三（一七五〇）年から明和六（一七六九）年までに出生した女性のうち、結婚が確認できる十五人の平均初婚年齢（数え歳）は約十九歳、明和七（一七七〇）年から寛政元（一七八九）年までに出生した女性のうち、結婚が確認できる十人の平均初婚年齢は約二二歳、寛政二（一七九〇）年から文化六（一八〇九）年までに出生した女性のうち、結婚が確認できる十八人の平均初婚年齢は約十九歳である（川口、二〇〇七：八〇頁）。

桑原村で寛延三（一七五〇）年から明和六（一七六九）年までに出生した男性のうち、結婚が確認できる十三人の平均初婚年齢（数え年）は約二三歳、明和七（一七七〇）年から寛政元（一七八九）年までに出生した男性のうち、結婚が確認できる二七人の平均初婚年齢は約二三歳、寛政二（一七九〇）年から文化六（一八〇九）年

までに出生した男性のうち、結婚が確認できる十人の平均初婚年齢は約二十一歳である⁽³⁾。早婚は、十八世紀中期から十九世紀末まで続いた大沼郡における婚姻の特徴であった。

おわりに

大沼郡を含む南山御蔵入領では、一八四〇年代から人口回復が始まった(川口、一九九八)。大沼郡の本籍人口は、明治十三(一八八〇)年の三五、一〇九人から明治十九(一八八六)年末の三六、二四二人に増加した(福島縣、一八九〇)。六年間の人口増加率は三、二%に達した。そのため、「大沼郡 民度區域調進達書」が描く明治中期の日常生活は、人口回復・増加が始動した時期の一局面と位置づけることができる。

明治二〇年十一月に大沼郡長から福島縣知事に進達された「大沼郡 民度區域調進達書」を検討した結果、末端消費・最終需要の拡大、生産活動の活性化、商品流通の活性化、労働需要の拡大といった一連の地域変化を読み取ることができた。

大沼郡では、明治中期までに、呉服反物や西洋雑貨をはじめ多様な商品が郡外から移入されて、村々に受け入れられていった。一方、江戸時代から本郡を代表する特産物であった大麻、苧麻、朝鮮人参、紫蕨などの作物の生産も、引き続き活発であった。一八八〇

年から、養蚕・製糸業に従事する者が急増したという本史料の指摘は重要である。松方デフレの影響下にあったにもかかわらず、大沼郡と同様、全国的に呉服反物などの末端消費・最終需要が堅調であったため、国内市場に向けた養蚕・製糸業が、大沼郡でも一八八〇年代から本格的に始動したとみられる。養蚕・製糸業をはじめとする生産活動の活性化により、労働需要が急激に拡大して、越後国などの郡外から大沼郡に出稼ぎに来る労働移動も増加した。十八世紀中期から本郡で確認できる早婚の慣習は、労働需要に応じて、出生力を調整することのできる必要条件の一つとみられる。一八四〇年代から観察できる世帯規模の拡大、家族構造の複雑化、乳児の性比改善といった一連の変化も、末端消費・最終需要の拡大、生産活動の活性化、商品流通の活性化、労働需要の拡大という地域変容のなかに位置づけることができる。

謝辞 天明飢饉時の救荒食について調べているうちに、故黒崎千晴先生から本史料に記録されている食物の地域差について御教示いただいたことが、筆者の記憶の底から蘇った。平成三十年晩秋、福島県歴史資料館の御厚情により、本史料の閲覧と写真撮影を許されたとともに、改めて学恩に深謝したい。翻刻にあたり、東昇先生、鈴木明子先生に御教示いただいた。

注

(1) 越後国蒲原郡と奥会津を結ぶ八十里越を往来した商人の中には、魚の行商から身を起こして、大商人に成長した者もいた。石田利八は、明和七(一七七〇)年、蒲原郡新発田領入蔵村重吉の二男として生まれた。寛政五(一七九三)年に三条に出て、寺男、酒造若衆、日用取り、六さい船の若衆などを務めた後、二年間、三条から鱒、塩引き、鯉、烏賊など十八・九貫目の荷を背負って八十里越を越えて、会津地方で行銷した。さらに、十月から三月の冬季には、紙類や茶を三条周辺の村々で売り、四月から九月までは会津地方に行銷する周期を繰り返した。享和二(一八〇二)には、鎌、小刀、鋏といった三条特産の刃物を背負って、常陸国への行銷を始め、数年で販路を関東一円に拡大した。天保二(一八三一)年には、三条町の鉄物仲間議定書に名前を連ねるまでに成長する(三條史料調査会、一九五四・四〇二・四〇四頁。宗村、一九七九・九・二五頁)。利八のほかにも、見附町の織物問屋坂田屋藤蔵は、会津回りの藤蔵と呼ばれていた時期、塩魚や生活必需品を売り歩いてきたと推測されている(北陸建設弘済会、一九八九・三四・三五頁)。

(2) 明治十九(一八八六)年の大沼郡における本籍人口・三三六、二四二人と現住人口・三三六、九七二人の差は、七三〇人である(福島県、一八八九・二九頁)。管外への出寄留が一六四人、管内への出寄留が一八七人、陸海軍在營在鑑者が四三人、逃亡疾走が四九四人、管外からの入寄留が一、〇〇二人、管内からの入寄留が五九六人である(福島県、一八八九・六一頁)。

明治三二(一八八九)年の大沼郡における本籍人口・三三七、七六六人と現住人口・三三七、八九五人の差は、一、二九人である(福島県、一八九〇・四三頁)。他府県・他郡への出寄留が五九〇人、他町村への出寄留が二八一人、陸海軍在營在鑑者が四三人、囚人が九人、失踪者が六二人、他府県・他郡からの入寄留が一、三三三人、他町村からの入寄留が二八一人である(福島県、一八九〇・二〇三頁)。明治中期まで本郡における社会増減は僅かであった。

(3) 「江戸時代における人口分析システム (DANJURO)」(<http://www.danjuro.jp>)の「宗門改帳」古文書画像データベースの検索結果によ

る(2020-10-11 検索)。

参考文献

- ・大沼郡役所(一九三三/一九八七)『大沼郡誌』臨川書店。
- ・川口 洋(一九九八)「十七〜十九世紀の会津・南山御蔵入領における人口変動と出生制限」歴史地理学、四〇巻五号、五〜二五頁。
- ・川口 洋(二〇〇七)「人口と社会・経済からみた近代移行期における地域変容」石原潤・金坂清則・南出眞助編『アジアの歴史地理1 領域と移動』朝倉書店、七九〜九〇頁。
- ・川口 洋(二〇二〇)「明治二十年「南會津郡 民度区域取調」とその作成に関わる史料」帝塚山大学文学部紀要、第四一号、一三〜四八頁。
- ・三條史料調査会(一九五四)『修訂 三條市史資料』国書刊行会。
- ・中村彰彦(一九九七)『その名は町野主水』角川文庫。
- ・北陸建設弘済会(一九八九)『八十里越』。
- ・福島県(二八八九)『明治十九年、二十年 福島県統計書』。
- ・福島県(二八九〇)『明治二十二年 福島県人員統計書 全』。
- ・宗村彰夫(一九七九)「江戸期三条金物について」三条市史研究、第四号、九〜二五頁。

明治二十年「大沼郡 民度區域調進達書」とその作成に関わる史料 翻刻

凡例

- ・原文の表記は、原則として、漢字は常用漢字を、仮名は通行の字体を用いた。常用漢字以外の文字、「ゝ」、「キ」は、原文どおりとした。
- ・文字の配置はなるべく原史料に合わせたが、読解の便を考慮して調整した。とくに、長文の改行位置は、本誌に合わせて変更した。
- ・読解の便を考慮して、句読点を付した。
- ・押印されている場合には、「㊦」と表記した。
- ・丁替えは、「」で示した。
- ・史料は原史料と同じ順序に配列した。

翻刻

【史料一】庶務課から第一部長への電報案伺、明治二十年七月二六日（福島県歴史資料館所蔵、明治・大正期福島県庁文書…一〇五九、「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴庶務課」所収）

明治二十年七月廿六日 属 石塚劉介 ㊦

第一部長代理 ㊦ 庶務課長

民度區畫調進達未済之二郡、左案督促可然哉。

大沼郡長 町野主水

親展電報

石川郡長 柳瀬易義

案

本月四日及御照会置タル民度區畫調、直ク御差出アレ。

二十年七月廿六日 第一部長御署名

大沼郡長

石川郡長 宛

【史料二】大沼郡長から第一部長宛の電報、明治二十年七月廿七日（福島県歴史資料館所蔵、明治・大正期福島県庁文書…一〇五九、「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴 庶務課」所収）

明治廿年送達紙 発局…官報、第七號、ワカマツ分局、七月廿七

日、午三時三十分、字數廿二字。着局…第三七號、福島電信局

ナカミネシヨキカン オオヌマゲンテウ

親展 ニカ

ミンドクカクシラベコンニチシンタツセリ

【史料三】庶務課長から第一部長への電報按伺、明治二十年八月八日（福島県歴史資料館所蔵、明治・大正期福島県庁文書…一〇五九、「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴庶務課」所収）

明治二十年八月八日十二時三十分 沼澤七郎 ④

知事 ④ 第一部長 ④
大沼郡長ヨリ別紙之通内申有之候處、右ハ間違と存候ニ付、左ニ通牒可然ヤ。相伺候也。

按

客月廿七日付之書面ハ唯今御差出相成候』モノニ非ス。御督促ニ付セタルハ七月四日、一庶第二九七号ノ民度區域調之方ナリ。直ク御進達アリタシ。

永峰一部長

大沼郡長殿 親展』

【史料四】庶務課長から第一部長への電報按伺、明治二十年八月十日（福島県歴史資料館所蔵、明治・大正期福島県庁文書…一〇五九、「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴庶務課」所収）

明治二十年「大沼郡 民度區域調進達書」とその作成に関わる史料

明治二十年八月十日十一時二十五分出ス。 沼澤七郎 ④
第一部長 ④

大沼郡長へ照会按
去ル^サ八日付電報^{ヨウカツケテシホウノゴカイトウヨマツ}之御回答ヲ待
大沼郡長殿 親展 永峰書記官』

【史料五】大沼郡長から第一部長宛の電報、明治二十年八月十日（福島県歴史資料館所蔵、明治・大正期福島県庁文書…一〇五九、「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴 庶務課」所収）

第一部長 大沼郡長

福島縣書記官 町野主水

永峰彌吉殿 官報 親展』（封筒表）

明治二十年送達紙 発局…官報、第十一號、ワカマツ分局、八月十日、午八時分、字數三十字。着局…第五十二號、福島郵便電信局印
第一ブテウ フクシマケンシヨキカン ナガミネ ヤキチ ドノ、
オヲヌマゲンテウ マチノ モンド

ニカ 親展

デンボウノケン サクツケカキトメニテゴカイトウセリ

【史料六】「大沼郡民度区画調」（大沼郡長から第一部長宛の一庶第二九七号への回答）、明治二十年八月九日（福島県歴史資料館所蔵）、明治・大正期福島県庁文書…一〇五九、「明治二十年七月、一 種庶第二号、民度區畫調上申綴 庶務課」所収）

第一部長 往一二八〇

福島縣書記官 永峰弥吉殿

公用書留 親展 八 八 三（封筒表）

福島縣大沼郡長 町野主水（封筒裏）

民度区画調之義ニ付、昨八日電報ヲ以テ御督促之趣了承。別紙進達候条、可然御取扱相成度、猶又最前御照会之趣旨ヲ誤リ、追々御手数相成候ノミナラス、遅延御整理上御差支相懸候段、宜敷御了承被下度、此段申進候也。

明治廿年八月九日 福島縣大沼郡長 町野主水 ㊟

第一部長

福島縣書記官 永峰弥吉殿

当大沼郡民度区画別紙之取調内申仕候也。

明治廿年八月九日 福島縣大沼郡長 町野主水 ㊟

福島縣知事 折田平内殿

大沼郡民度区画調

所轄大沼郡ノ地形民情ヲ大別スレハ、東中西ノ三部ニ分ル。東部ハ概シテ平坦沃土ニ乏シカラス。就中、高田、永井野、本郷ノ三ヶ村ハ戸々檐ヲ連ネ市街類似ノ村方ニシテ、農ノ傍ラ商業ヲ営ム。特ニ本郷ハ陶器業ニ従事スルモノ多シ。コノ三ヶ村ハ自カラ稍商家ノ風ヲ佩フルモノアリト雖トモ、他ハ皆専ラ農業ニ従事スルヲ以テ民情風俗大異同アル事ナシ。コノ部ニ高田村外四ヶ村、永井野村外四ヶ村、藤家館村外十ヶ村、本郷村外五ヶ村、立石田村外九ヶ村ノ五戸長役場、村数四十七ヶ村ヲ包有ス。又居平郷ノ通称アリ。』

中西部ハ博士、御神楽等ノ諸山脈ヲ以テ東部トノ間ヲ劃ル。コレヨリ往クトシテ、山ナラサルハナシ。コノ郷ヲ通称シテ金山山谷ト称ス。西端ニ伊北郷ノ内六ヶ村（横田村外五ヶ村戸長役場所轄一円）ヲ包有ス。

中部ハ概シテ水田乏シク、重モニ畑作ニ資ル養蚕、材木、麻蚊帳地、人参等ノ産アリ。以テ米穀ニ換フ。其衣食住ヲ始メ、民情風俗東部ト大ニ其趣ヲ異ニス。コノ部ニ砂子原村外十一ヶ村、宮下村外十二ヶ村ノ二戸長役場、村数二十五ヶ村ヲ包有ス。

西部モ亦水田乏シト雖トモ、野尻郷ト伊北郷ニハ、稍水田ニ富ミ、米穀ヲ他ニ仰カサルモノ数村アリ。物産ハ中部ト大異同ナシト雖トモ、人参ハ産額極メテ寡少。独リ野尻郷ハ、苧ノ産出頗ル富メリ。民情風俗亦』稍相似タリト雖トモ、中部ニ比スレハ都邑ヲ距ル事益

遠キヲ以テ、衣食住ヲ始メ、百事更ニ素朴ナルヲ覚フ。コノ部二下
中津川村外八ヶ村、川口村外十一ヶ村、横田村外五ヶ村ノ三戸長役
場、村数二十七ヶ村ヲ包有ス。』

【史料七】「民度區域調進達書」(大沼郡長から福島縣知事宛の訓令
庶秘第二号に対する進達)、明治二十年十一月二十八日(福島県歴史
資料館所蔵、明治・大正期福島県庁文書…一〇五九、「明治二十年
七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴 庶務課」所収)

民度區域調進達書

民度區域調之義、本年九月八日庶秘第二号御訓令ニ據リ、別紙之通
取調進達仕候也。

且、追々遅延ノ段、宜敷御聞置相成度候。

明治二十年十一月廿八日

福島県大沼郡長 町野主水 印

福島縣知事 折田平内殿』

大沼郡

東ハ鶴沼川ヲ以テ北會津郡ノ界ヲ限リ、西ハ博士、明神岳等ノ諸山
脈ヲ以テ界限スルモノヲ東部トシ、コレヨリ以西ヲ中西部トス。但
中西部ハ民度大同小異ナルヲ以テ、之ヲ併セテ東部中西部二部二分

明治二十年「大沼郡 民度區域調進達書」とその作成に関わる史料

チ、民度ノ區域トス。

大沼郡東部

(一) 氣候

極寒二十二度、一、二月ノ交(華氏)。極暑九十六度、七、八月ノ交。
冬ハ西北ノ風多ク、西北ノ風ハ最モ寒烈ニシテ、雪吹ハ多クコノ方
位ヨリス。

夏ハ南風多。南風恒ニ炎熱ナリ。東南ノ風ハ暴風雨ヲ醸シ、諸川
ノ出水アリ西北ノ風ハ晴天多シ。

概ネ霜ハ十月末、雪ハ十一月末初メテ降り、一、二月ノ交積雪最モ
多シ。三月融解。四月ヨリ雪霜降ラス。四月雪代ロ水ト称シ、諸山
ノ雪融解、風雨ト共ニ、洪水等ノ害ヲ被ル事多シ。

(二) 地形

概シテ平坦。只南方ト西方ハ幾分ノ山ニ接スルモノアレトモ、皆卑
浅ニ属ス。

幅凡十間以上ノ川二線、宮川、鶴沼川。凡十間以下ノモノ二線。川
ハ宮川ヲ以テ最大トス。鶴沼川コレニ亜ク。

無量山ニ金鑛アリ。然レトモ、坑事殆ト休業ニ属ス。佐賀瀬川山ニ
石炭アリ。又其産出多カラス。

(三) 耕地宅地 各位近年ノ平均ヲ揚ク。

壹反歩 米実収穫 貳石八斗

同 賣買地價 四拾円』

上田	同	券面地價	五拾円
同	同	小作米	壹石貳斗
田	同	同	貳石四斗
中田	同	同	三拾円
同	同	同	四拾円
同	同	同	壹石
同	同	同	壹石六斗
下田	同	同	貳拾円
同	同	同	拾五円
同	同	同	七斗

下等ノ内、最下等ニシテ世間稀ナリト認ムルモノナシ。
早稲ヲ作ルモノ二分、中稲五分、晚稲三分位ノ割トス。

収穫米ハ部内人民ノ常食ニ餘リアリ。重モニ南會津郡田島地方ヨリ延テ、上州沼田地方ニ輸出ス。

秋收ハ十月始メヨリ刈取テ、束ネタル俣十日許田ノ中ニ立テ置キ、又三四枚分ヲ纏メテ乳ニ積ミ、漸次人家ニ運ヒ入ル。俣ハ四斗入。俣作り近來少ナク、重モニ吠入トナス。
改良法ノ登録スルニ足ルモノナシ。』

一反歩	麦実収穫	壹石貳斗
同	賣買地價	四拾円
上畑	同	同
同	券面地價	三拾八円

畑	同	小作麦	三円
中畑	同	同	八斗
同	同	同	三拾円
同	同	同	貳拾五円
同	同	同	貳拾五拾錢
同	同	同	六斗
同	同	同	拾五円
同	同	同	拾貳円
同	同	同	壹円五拾錢

麦ハ概ネ、大麦八分、小麦二分位ノ割合トス。麦ノ外重モナルモノハ菜種、麻、大豆、藍、人参等トス。

大麦ハ部内日常米ニ和シ、食料ニ充テ、小麦ハ若松地方へ輸出ス。穂馬、佐賀瀬川、雀林等ノ村々ハ煙草ヲ作り、高田近村ハ藍、菜種子、大豆ヲ作り、東尾岐近村ハ大麻ヲ作り、所得ノ利多シ。然レトモ近年、漸々養蚕ノ業開ケ、桑畑ノ利殊ニ多シ。

田畑トモ、小作預ケノ旧慣及其約定証書ノ写』
田畑トモ小作ニ口頭ノ約定ト証書約定ノ二種アリ。口頭ノ約定ハ従前小作シ来、永小作ト称スルモノナリ。コレハ証書ヲ要セサルノ習慣ナリ。

又一、二ヶ年ヲ期スル小作ハ左ノ如キ証書ヲ徴スルモノトス。
小作約定証書

何国何郡何村字何何番

一、田畑何程

此小作米金何程。

右ハ貴殿所有地、前記ノ小作米金ヲ以テ何年間小作仕候處実正也。但小作米金ノ義ハ、何月何日限聊無相違差上可申、萬一相滞候ハ、受人ニ於テ弁ヒ、貴殿へ少モ御迷惑相掛申間敷、依之小作証如件。

年月日

何村 小作人 何誰 印

何村 受人 何誰 印

何村 何之誰殿

田畑トモ近年ノ收穫増減及其理由

田畑トモ近年著シキ増減ナシ。

耕作法ノ近郡ト特異ナルモノアラハ其方法概略

無之候。

例年霜若クハ風等ニテ、桑、茶、其他耕作物ヲ害スルノ有無

霜ノ為メニ桑、茶ノ害ヲ被ル例、少ナカラス。又、山際ノ村方

ニテハコレカ為、蕎麦ノ害ヲ蒙ル事多シ。

古来旱損、又ハ水損ヲ蒙ル事、凡何ヶ年間ニ何度アルヤ否ノ概略

高田、赤留、八木沢ノ三ヶ村ハ、凡三ヶ年ニ壹度ハ多少旱損ヲ

蒙ル。又、大石村ハ大川ニ瀕シ、三ヶ年ニ一度ハ多少水損ヲ蒙

ル。然レトモ、非常ノ旱損、水損ハ三十年若クハ四十年ヲ隔ツ

ルモノト古老ノ口碑ニ傳フ。』

米五ヶ年間水災又ハ雹災等ノ為メ、皆無又ハ著ク收穫ヲ減セシ等ノ

概略

五ヶ年間、皆無又ハ著シク收穫ヲ減セシ事ナシ。但、本年松坂

村ニ於テ、雷風ノ末、雹降大ナル害ヲ受ク。

堰溜井及用水等ノ大土功ニシテ頗ル利害ニ関スルモノ

ウツロ堰

牛川堰

大谷地溜井

宅地

上	券面地價	四拾五円	賣買代價	百七拾円	地所限借地料	拾貳円
中	全	三拾八円	全	百円	全	五円
下	全	拾八円	全	三拾円	全	貳円

(四) 町村戸口地租

町ナシ。』

村、四拾七ヶ村。地租、貳万九千貳百三円七拾壹錢四厘。

内 百戸以上ノ村、七ヶ村。

高田村、永井野村、本郷村、冰玉村、東尾岐村、

八木沢村、赤留村。

置縣後分合ノ町村及名称若クハ名称變更、其事由ノ概略

旧若松縣ノ節、明治八年八月十二日合併セシモノ左ノ如シ。

高田村、境新田村

二ヶ村合併 高田村

安田村、佐布川村

二ヶ村合併 田川村

杉ノ内村、屋敷村	二ヶ村合併	杉屋村	箕作村、北村、岩崎村	三ヶ村合併	三寄村
堀ノ内村、菅沼村、仁王村、小山村	四ヶ村合併	吉田村	上杉原村、下杉原村	二ヶ村合併	杉原村
冑村、大岩村、海老山村	三ヶ村合併	西本村	西勝村、竹原村	二ヶ村合併	勝原村
沼ノ平村、魚淵村、藤江村、			富岡村、上中川村	二ヶ村合併	富川村
落合村ノ内森越分	合併	西尾村	藤田村、領家村、沖ノ館村	三ヶ村合併	藤家館村
観音村、落合村、牧内村	三ヶ村合併	宮川村』	橋丸村、田丸村	二ヶ村合併	橋丸村
根岸中田村、米沢村	二ヶ村合併	米田村	コレハ八年八月十二日田中分丸山新村ヲ合セテ田丸村トシ、		
阿久津村、沖中田村、檜白村、			十年一月二十日、再ヒ現今ノ如ク合併ス。		
長尾原新村	四ヶ村合併	鶴野邊村	下中川村、新堀村	二ヶ村合併	下堀村
立行事村、梁田村、大石ノ目村	三ヶ村合併	立石田村	寺入村、袖山村	二ヶ村合併	寺入村
上小沢村、西原村、下小沢村	三ヶ村合併	小沢村	市野村、小川窪村小川分	合併	市川村
入田沢村、出戸田沢村沼山分	合併	沼田村	池ノ端村、長岡館村	二ヶ村合併	館端村
和泉新田村、沢田村、蕎麦目村	三ヶ村合併	和田目村	下谷ヶ地村、中村、		
新屋敷村、新屋敷新田村	二ヶ村合併	新屋敷村	中在家、入谷ヶ地	合併	松坂村
本郷村、大八郷村	二ヶ村合併	本郷村	以上。』		
関二村、永會村	二ヶ村合併	冰玉村	布告、布達周知其他行政部取扱上ノ便ト、又コレニ属スル民費		
コレハ八年八月十二日相川村、福永村ヲ合セテ永會村トナ			減少ノ点ヨリ合併シタルモノトス。		
シ、十年一月二十日、再ヒ現今ノ如ク合併ス。			戸数 三千八百六拾六戸		
福光村、八重松村、田畠岡村	三ヶ村合併	福重岡村	華族 ナシ		
馬越村、穂谷沢村	二ヶ村合併	穂馬村	士族 百拾三戸		
無量村、宮田分	合併	無量村』	平民 三千七百五拾三戸		

近年ノ増減及理由

近年著シキ増減ナシ。

人口 貳万千八百七拾三人

華族 ナシ

士族 四百八拾三人

平民 貳万千三百九拾人

近年ノ増減及理由』

近年著シキ増減ナシト雖モ、前年ニ比較スルニ貳百九拾五人ノ増加ヲ見ル。コレハ實際人口ノ増加セシノミニ非ス。戸籍法ノ嚴密ナルニ連レ、漏籍編入出願等ノ多キニ依ルモノ多キカ如シ。

(五) 風俗生計

上等一家一ケ年ノ生計費 三百円以上。

中等 全 百八拾円以上。

下等 全 五拾円以下。

衣服

上等平常綿布ヲ用フ。其他常用ノモノ帶、襦袢、股引、足袋等ヲ始メ皆木綿ヲ用フ。洋服ヲ用キルモノハ、奉職者ノ外絶テナキ所トス。絹布ハ稀ニ帶、羽織、袴等ニ用キルモノアルヲ見ル。中等平常用キル所、上等ニ比シ、稍粗ナルノミ。下等平常縹縷ヲ纏ヒ、重モニ腰切りノ服ニ、縹縷ノ股引若クハ夜猿袴ト唱ルモノヲ着ク。

祭礼儀式等晴ノ場へ出ルトキ、羽織、袴、冠リ物、下駄、又ハ蝙蝠

傘等ノ類ニ至ルマテ其物質及理裝ノ詳細

上等ノ分ハ、羽織袴ハ絹布、冠リ物ハ重モニ用キス、下駄ハ草履打、蝙蝠傘ハ絹張りヲ用フ。婦女ノ衣服又、絹布ヲ着ケ、下駄、蝙蝠傘、男子ニ準ス。其裝飾、専ラ日本風ノ稍古ルキ農家ト町家ノ間位ノ風ヲ以テシ、曾ラ洋風等ニ模擬スルモノナシ。

中等以下ハ都テ綿布ノコレニ準スルモノヲ用ヒ、下等ニ至リテハ、其一二ノ及フモノヲ理裝スルノミ。

外国ノ風俗ヲ學フノ情況

外国ノ風俗ヲ學フノ情況重ニナシ。

食物

上等 一日 三食 米飯』

中等 一日 三食 米麥雜飯

下等 一日 三食 米麥雜飯及同上ノ粥、若クハ乾菜、蕎麥、馬鈴薯混炊、定リナシ。

會飯ノ習慣、日待、恵比壽講等其集會スル称呼及事實

山神講、地藏講等ノ称呼ヲ以テ春秋兩度位、男ハ、男女ハ、女各別ニ其組合アリ。一人ニ付、米壹升位ツ、集メ、廻リ番ヲ以テ、其宿ヲナシ、宵ニハ餅、翌朝ハ蕎麥、其外濁酒ニ蔬菜ヲ肴トシ、酒宴ヲ開クノ旧慣アリ。自家用料酒造戸數、千四百九拾九戸。

家屋

上等 建坪、四拾八坪。屋根ハ茅葺多ク、稀ニ木羽葺アリ。

借屋料、一ヶ月、貳円。地代、一ケ年、拾円。』

中等 建坪、三拾五坪。屋根ハ上等ニ同シ。

借屋料、一ヶ月、壹円。地代、一ケ年、五円。

下等 建坪、貳拾八坪。屋根ハ葦葺多シ。

借屋料、一ヶ月、貳拾五錢。地代、一ケ年、貳円。

新築上等一坪凡何程、中等下等共木材ハ他ヨリ需ムルカ、郡内ニテ弁スルカ

新築上等一坪凡拾円、中等一坪凡六円、下等一坪凡四円、木材ハ皆郡内ニテ弁ス。

凡日用品薪炭、塩、味噌、醤油、野菜、呉服反物ノ類、他ニ供給ヲ仰クト、否サルトノ區別

薪炭ハ郡内ニテ余リアリ。』

塩ハ越国ノ輸入ヲ仰ク。

味噌、醤油ハ郡内ノ製造ニテ足ルモ、又若松地方ヨリ輸入スルモノアリ。

野菜ハ郡内ニ販賣ノ為メ作ルモノ少ナク、北會津郡菜園場ヨリ輸入スルモノアリ。

呉服反物ノ類ハ、多ク若松市中ヨリ輸入ス。

郡内ニ冠タル財産家人員及職業

五人、内

老人 酒造、味噌、醤油、農業及小作貸。

老人 酒造、呉服、荒物、農業及小作貸。

老人 酒造、油、車屋。

老人 油、金貸、農業及小作貸。』

老人 金貸、農業、小作貸。

縣會議員、選挙、被選挙人員

選挙権ヲ有スルモノ、千七百貳拾五人。

被選挙権ヲ有スルモノ、千三人。

徴兵適齡人員、合格人員、服役人員

適齡 貳百貳拾五人。

合格 四拾八人。

服役 貳拾貳人。

(六) 物産

玉繭 五拾六石四斗貳升

生糸 貳百三拾貳貫六百目

屑繭 九石五斗壹升

熨斗糸 五拾八貫六百六拾目』

真綿 拾貳貫五百目

玉糸 貳拾貳貫五百五拾目

生皮苧 拾貳貫目

繭 百五拾六石式斗五升

桑 貫目出高、拾四万貫目

但、尅反歩摘採ノ目方及三ヶ年以來ノ尅貫目時價

前々年 四錢

前年 六錢

本年 拾貳錢

養蚕盛衰ノ景況、若クハ蚕種精選及飼養法、改良ノ有無

從來、養蚕ニ従事スルモノ僅少ナリシモ、近年、養蚕ノ利益大ナ

ルヲ知り、漸次桑樹ヲ植立コノ業ニ従事スルモノ大ニ増加シ、製

糸器械及揚返シ等ノ具ヲ設ケ、日二月ニ『盛大ニ趣クノ勢アリ。

蚕種ハ重モニ信達兩郡ノ製種ヲ用ヘ来リシモ、近年ハ若松及喜多

方地方ニテ善良ノ種ヲ産スト云フヲ以テ、間々コノ蚕種ヲ用フ。

然ルニ其産額僅少故ニ、過半信達ノ蚕種ヲ仰ク。

飼養法ハ多ク天然飼ニシテ、温度飼ヲナスモノ極メテ少ナシ。

然レトモ温度飼ノ利アリ。且便ナルニ若カサルヲ知り、追々温

度飼ニ従事スルノ情況ナリ。

養蚕製糸共、未タ著シキ改良ナシト雖モ、縣廳ヨリ教師ノ頼入費

ヲ補助セラレシ等ヨリ、地方ニヨリテハ飼養法ヲ改良セシモノア

リ。且、蚕絲組合規約後ハ、組長其他ノ役員、時々巡回、製糸ノ

検査ヲナシタルカ為メ、製糸モ亦改良ノ徵候ヲ見ルニ至レリ。』

生糸産額及價格五ヶ年分及海外輸出向製絲ノ高

生糸五ヶ年間、七百五拾貫目

此代金、貳万五百八拾円

右五ヶ年間ノ生糸ハ皆内國用ニ供スルノミニシテ、未タ外国へ輸

出スル程ノ良糸ヲ製出スルニ至ラス。

桑苗植立ノ本数、但、三ヶ年以來ノ分。

三ヶ年以來植立タルモノ凡拾五万本

但、町村費ヲ以テ篤志者へ補助セシモノ及人民各自買入ノ分ヲ

合セタル数ナリ。

牧畜

馬、全数、種類

馬、千九百九拾三頭、内、牝、千六百頭、牡、三百九拾三頭。』

但、運搬及農用。

産馬ノ景況、販出、購入ノ数及其地方取引ノ旧慣

当部ハ原野少ナク、飼料乏シキヲ以テ、産馬ヲ目的トシ飼養スル

モノ甚タ稀ナリ。故ニ産馬ノ利益アル事ヲ知ラス。尤、コノ地方

ハ産馬ニ適當セサルモノト思考ス。故ニ産出スルモノ僅少ニシ

テ、販出スルノモナシ。

購入セシモノ百五頭。

取引ハ賣主ト買主直チニ取引ヲナサズ。コノ間ニ紹介スルモノア

リ。之ヲ馬喰ト云フ。紹介者ハ、約定済ノ上ハ、賣主ヨリ若干ノ

手数料ヲ受領スルモノトス。

産馬會社ノ方法ニ随フノ現況、壯馬、幼馬ノ價格、牧場

産馬會社ヨリ種馬トシテ借受ケタルモノナキニ非スト雖モ、当部

ハ概シテ孳尾ヲ嫌フノ風習アリ。交尾ヲ施行セント』スルモ、率

出スルモノ少ナシ。コレ畢竟、農用ニ供スルヲ以テ、妊娠スルト

キハ使用ニ差支フルヲ以テナリ。

壯馬上代價、貳拾円。幼馬上代價、五、六円乃至、七、八円。

牛 全數、種類

牛 貳拾三頭。牡牛ノミ。但、運搬用。

牧場有無、景況、屠殺ノ數、其販路、搾乳ノ料、其販路、牛ノ種類、

販出、購入其他馬ニ同シ。コノ項記載スヘキモノナシ。

鶏 八千羽。

豚 ナシ。

羊 ナシ。』

製茶 六拾三貫目、代價、九拾三円五拾錢。

漆器 ナシ。

陶器、貳千五百駄、代價、貳万六千八百円。

製塩 ナシ。

(七) 職業

農、壹万六千七百八拾人。商、四百四拾四人。工、四百三拾九人。
雜業、三百三拾壹人。内 漁、貳拾三人。

別ニ、酒屋、拾三戸。菓子屋、百五拾戸。遊藝人、拾名。藝妓、

五名。娼妓、ナシ。書肆ノ數ナシ。

(八) 學事

學校ノ種類其數。高等小学校、二、尋常小学校、五、尋常小学校分

教室、五。

私立専門學校ノ種類及其數、ナシ。

學齡兒童ノ數、三千七百貳拾貳人、男、千八百八拾人、女、

千八百四拾貳人。

就學生ノ數、貳千八拾六人、男、千四百三人、女、六百八拾三人。

不就學兒童ノ數、千六百三拾六人、男、四百七十七人、女、千五百

拾九人。

他ニ在學ノ者、其在學ノ地名及學校ノ種類

宮城医學校、貳人、福島尋常師範學校、六名、若松日新館、貳人、

京都府上京区戸田志社英學、一人、耶麻郡授業生養成所、一人。』

(九) 宗教

人民信仰スル宗派ノ現況

祖先傳來ノ宗派ヲ守リ、從來ノ振ニ準シ、年季吊ヲナシ、年始盆
會等ノ慣例ヲ以テ、各自寺院ニ相当ノ付ケ届ケヲナシ、佛參、墓

參ヲナスノミニシテ、誠心ニ宗派ヲ信仰スルカ如キハ甚タ少ナキ

現況ナリ。但、真宗派ニ限り、頗ル真ニ信仰者アルヲ見ル。

寺院ノ數、七拾。内

天台宗、貳拾三、曹洞宗、貳拾壹、浄土宗、拾壹、真言宗、九、

真宗、貳、臨濟宗、三、時宗、壹。

教會所ノ數、壹。』

神道禊派分教院、永井野村一ヶ所。

基督教ノ行杏

高田、本郷等へ、宣教師ノ時々出張セシ事アレトモ、未タ信者アルヲ聞カス。

(十) 物價

米 壹石 四円五拾錢。

麦 壹石 三円五拾錢。

大豆 壹石 四円。

酒 壹石 拾七円。

木材 尺メ壹本 五拾錢。

大工手間 一日 拾三錢。

土方雇賃 一日 拾五錢。

耕夫雇賃 一日 拾二錢五厘。』

日用必需ノ物品、野菜、絹布、綿布等ノ類都テ、若松市中ニ比スレバ殆ト尙割弱貴シ。故ニ絹布、綿布類、其他ノ日用器具ニ至ルマテ、此價額ノ高ムモノハ、重モニ若松市中ニ就テ購入スルモノトス。

(十一) 衛生

地方病ノ有無、通常最モ多キ病名

地方病ト称スヘキモノナシ。通常多キハ胃病ト梅毒ナリ。

近年傳染病流行ノ情況

近年類似痢列拉ノ一度發生ヲ見レトモ、幸ニ他ニ及サズ。只天然痘、腸窒扶斯ハ、時々各所ニ一、二ノ發生ヲ告ルモ亦、幸ニ甚シク蔓延セシ事ナシ。

出産、死亡ノ數、近来ノ増減

出産ハ近来増加シ、死亡ハ減少ス。コレハ統計上ニ係ル調ニシテ、未タ其原理ヲ詳ニスル能ハサレトモ、出産ノ増加ハ一ハ戸籍法ノ緻密ナルニヨル』モノアルヘク、死亡ノ減セシハ、幸ニ傳染病ノ染曼セシ事ナキト、衛生法ノ幾分力進歩セシニヨルモノアルヘシ。

生命年齢平均ノ數、四拾三年九月

婚姻ハ男ハ何年、女ハ何年ヲ以テ普通トナスノ慣習

婚姻、男ハ十九、廿年、女ハ十七、八年ヲ以テ普通トスルノ慣習ナリ。

(十二) 犯罪

處刑ノ最モ多キ罪名

処刑ノ最モ多キハ、賭博犯、窃盜犯コレニ重ク。

公賣處分、近年ノ情況

諸税不納ノ為メ、公賣處分ヲ受クルモノ漸次減少。十七、八年ノ交ニ比スレハ殆ント十分ノ一以内ニ減ス。

身代限り近年ノ情況

近年身代限りノ處分ヲ受クルモ、年一年ヨリ減少シ去ル明治』

年月日

何村 小作人 氏名 印

何村 受人 氏名 印

何村 氏名殿

田畑トモ近年ノ收穫増減、其理由』

田畑トモ近年著シキ増減ナシ。

耕作法ノ近郡ト特異ナルモノアラハ其方法概略

近郡ト大同小異、特異ノ方法ナシ。

例年霜若クハ風等ニテ、桑、茶、其他耕作物ヲ害スルノ有無

春ノ霜遅クマテ降ルトキハ、桑ノ害ヲ蒙ル事、往々コレアリ。

又、平年ヨリ霜降早キトキハ、蕎麦ノ害セラル、事甚多シ。

古来旱損、又ハ水損ヲ蒙ル事、凡何ケ年間ニ何度アルヤ否ノ概略

非常ノ水旱損ハ、三十年乃至四十年ニ壹度アリト古老傳フ。

米五ケ年間水災又ハ雹災等ノ為メ、皆無又ハ著シク收穫ヲ減セシ等

ノ概略

五ケ年間ニ於テ、水災又ハ雹災ノ為メ、著シク收穫ヲ減セシモ

ノナシ。

堰溜井及用水等ノ大土功ニシテ、頗ル利害ニ関スルモノ

本項登録スルニ足ルモノナシ。』

宅地

上	券面地價 貳拾円	賣買代償 三拾円	地所借地料 四円
中	全 拾五円	全 貳拾五円	全 三円
下	全 拾貳円	全 拾三円	全 壹円五拾錢

町ナシ。

(四) 町村戸口地租

村、五拾貳ヶ村。地租、壹万貳千貳百貳拾貳円四拾七錢。

内 百戸以上ノ村、三ヶ村。

下中津川村、野尻村、本名村。

置縣後分合ノ町村及名称若クハ名称変更、其事由ノ概略

旧若松縣ノ節、明治八年八月十二日ヲ以テ合併セシモノ左ノ如シ。

小野川原村、大登村 二ヶ村合併 大登村

田代村、大嶺村 二ヶ村合併 久保田村』

コレハ八年八月十二日田代村、中村ノ二ヶ村合併、田代村ト称

シ十年一月二十日、再ヒ現今ノ如ク合併。

牧沢村、鳥屋村 二ヶ村合併 牧沢村

遅越戸村、沢中村、九々明村、高森村 四ヶ村合併 四ツ谷村

宮崎村、坂下村 二ヶ村合併 中川村

福沢入新田村、三更村、大栗山村 三ヶ村合併 大栗山村

玉梨村、中井村 二ヶ村合併 玉梨村

山入村、大岐村 二ヶ村合併 山入村

大成沢村、漆峠村 二ヶ村合併 大成沢村

以上。

右合併ノ事由ハ、布告、布達周知其他行政部取扱上ノ便ト、コ

レニ属スル民費減少ノ点ニアリ。

戸数 貳千四百四拾壹戸

華族 ナシ』

士族 八戸

平民 貳千四百三拾三戸

近年増減及理由

近年著シキ増減ナシ。

人口 壹万四千三百六拾九人

華族 ナシ

士族 三拾人

平民 壹万四千三百三拾九人

近年増減及理由

前年ニ比シ百人ヲ増加ス。コレハ戸籍法ノ緻密ナルニ隨ヒ、漏籍等ノ編籍ニ出ルモノ多キカ如シ。

(五) 風俗生計

上等 一家一ヶ年 生計費 三百円以上。』

中等 一家一ヶ年 生計費 百五拾円以上。

下等 一家一ヶ年 生計費 五拾円以下。

衣服

上等 平常綿布ヲ用フ。洋服ハ奉職者ノ外絶テ見ス。但、帶、羽織等ハ、戸主、或ハ隠居等ノ位置ニアルモノニハ、稀ニ用キルモノアリ。

中等 平常用キル所、上等ニ比シ、都テ一等ヲ降ル。本部山野ノ稼ニハ、多ク麻布ヲ用フ。

下等 常ニ麻布ノ縹褸ヲ纏ヒ、腰切りノ服ニ、夜猿袴ヲ着ケ、僅

カニ皮膚ヲ覆フモノ頗ル居多ナリ。

祭礼儀式等晴ノ場へ出ルトキ、羽織、袴、冠リ物、下駄、又ハ蝙蝠

傘等ノ類ニ至ルマテ其物質、及理装ノ詳細

上等ノモノト雖モ、衣服ニ絹布ヲ用キルモノ稀ナリ。冠物ハ大抵用キス。』下駄、蝙蝠傘等モ都テ素朴。婦女ノ衣服又コレニ準ス。

洋風等ハ、都テ模擬スルモノナク、殆ント中古ノ農家風存スト云

フヘシ。其中ニモ、中部ハ少シク都邑ノ風ヲ帶フルモノアリ。西

部ニ至ルニ從ヒ、益質素古風ヲ存ス。

外国ノ風俗ヲ学フノ情況

更ニ外国ノ風俗ヲ学フノ情況ナシ。

食物

上等 一日 三食 米飯 間々米粟乾菜混炊。

中等 一日 三食 米粟乾菜混炊。

下等 一日 三食 米小許ニ、乾菜混炊。

但、当地方糧ニ用キル重モナルモノハ乾菜ニテ、年中之ヲ混和ス。

會飯ノ習慣、日待、恵比寿講等其集會スル称呼及事實

伊勢講、日待講、山神講、地藏講、其他地方ニヨリ、種々ノ称呼ヲ以テ』春秋兩度以上、男女各別ニ其組合アリ。各戸、若干ノ米

ヲ集メ、輪番ニ相會シ、飲食スルノ慣例。東部ト其趣ヲ同フス。
自家用料酒造戸数、六百七拾九戸。

家屋

上等 建坪、五拾坪。屋根ハ茅葺ヲ通常トス。

借家料、事實定限ナシ。地代、事實定限ナシ。

中等 建坪、三拾五坪。屋根ハ上等ニ全シ。

借屋料、家屋ノ幾分ヲ貸渡シ、一ケ年ニ貳円五拾錢乃至三

円ノ謝礼ヲ受クルモノ稀ニアリ。其他事實ナシ。地代、事

實定限ナシ。

下等 建坪、二拾四坪。屋根ハ上等ニ全シ。』

借屋料、事實定限ナシ。地代、事實定限ナシ。

新築上等一坪凡何程、中等下等共木材ハ他ヨリ需ムルカ、郡内ニ

テ弁スルカ

上等一坪凡八円、中等一坪凡六円、下等一坪凡四円貳拾五錢、

木材ハ都テ郡内ニテ弁ス。

凡日用品薪炭、塩、味噌、醬油、野菜、呉服反物ノ類、他ニ供給ヲ
仰クト、否サルトノ區別

薪炭ハ部内ニテ余リアリ。尤、炭ハ中等以下ニテハ、日常之ヲ
用キス。

塩ハ越国ノ輸入ヲ仰ク。

味噌ハ大抵、各自ニ之ヲ製シ、他ニ求メス。其製造中等以下ノ

分ハ、甚シキ粗品ニシテ、食用ニ適セス。

醬油ハ郡内ニ製造者アリ。他ニ仰カス。尤中等以下ハ之ヲ用キ
ル事、甚』稀ナリ。

野菜ハ各自ノ所作ヲ用ルノミニシテ賣買ナシ。

呉服反物類ハ、重モノニ若松地方及越後地方ノ商人負荷シテ入込

販賣ス。若シ婚姻等ニ需用スルトキハ、多ク若松市街ニ就テ購

入スルモノトス。

郡内ニ冠タル財産家人員及職業

五人、内

尙人 農業、醬油、養蚕、小作貸。

尙人 農業、商業、金貸、小作貸。

尙人 農業、商業、小作貸。

尙人 農業、養蚕、金貸、小作貸。

尙人 農業、商業、金貸。』

縣會議員、選挙、被選挙人員

選挙権ヲ有スルモノ、三百四拾尙人。

被選挙権ヲ有スルモノ、五拾四人。

徴兵適齡人員、合格人、服役人員

適齡 百三拾七人。

合格 四拾尙人。

服役 拾六人。

(六) 物産

玉絲 五拾六貫目

生絲 八百四拾貳貫目

屑繭 貳百八拾三石

玉繭 百三拾八石

熨斗糸 三百拾五貫』

繭 千百七拾三石

真綿 百拾壹貫目

桑 貫目出高 貳拾五万貫目

但、尙反歩摘採目方及三ヶ年以來ノ尙貫目時價

前々年 貳錢五厘

前年 三錢

本年 九錢五厘

養蚕盛衰ノ景況、若クハ蚕種精選及飼養法、改良ノ有無

当地方ハ、元來、養蚕ニ従事スルモノ毎村ナリト雖モ、七、八年

以來、一層増加ス。尤、毎村多ク天然ノ野桑ニ富メリ。故ニ近年

ハ、養蚕ニ従事セサルモノハ、甚タ稀ナル位ニ至レリ。然トモ、

近年着手セシ分ハ、需要ニ供スル為メニスルモノ多クシテ、全

体販賣ノ額ヲ著ク』増加スルニ足ラスト雖モ、漸次増加ノ景況ア

リ。蓋シ、数年ナラスシテ盛大ノ業トナルヘシ。

蚕種昔時ハ各自ニ製セシ由ナレトモ、今ハ多ク信達及北會津郡等

ヨリ購入ス。

飼養ハ概ネ、旧慣ヲ固守ス。然レトモ天然飼、温度飼ノ良法ニ若

カサルヲ覚リ、コレヲ研究スルモノ各所ニ輩出スルヲ見ル。

改良法ノ著シキ蹟ナシト雖モ、各自蚕種ハ精良品ヲ貴ムニ至レ

リ。且ツ、蚕絲組合設置以來、役員時々出張、繭及製糸ノ検査ヲ

施行セシニヨリ、五、六年ヲ以テ算スルトキハ、改良ノ跡少ナシ

トセス。

生糸産額及價格五ヶ年分、及海外輸出向製絲ノ高

生糸、四千五百貫目

此代價、拾三万円 但五ヶ年分』

右ノ製糸ハ内国用ニ供スルニ止リ、未タ海外ニ輸出スヘキ良糸ヲ

産出スルニ至ラス。

桑苗植立ノ本数、但、三ヶ年以來ノ分

三ヶ年以來植付タルモノ拾貳万本、内八万本ハ町村費ノ補助、

四万本ハ各自ノ購入スル所ニ係ル。

牧畜

馬、全數、種類

馬、七百九拾三頭、内、牝、七百三頭、牡、九拾頭。

但、運搬及農業用。

産馬ノ景況、販出、購入ノ數、其地方取引ノ旧慣。

原野多クシテ、飼料余リアレトモ、元來交尾等ヲ施行セサル地方

ナルヲ以テ、産馬ノ利益ヲ説クモ、感シテ應スルモノナシ。将来『牧場』等ヲ設置シ、其方法宜シキヲ得ハ、盛大ノ望ミアリト雖モ、一朝ニ之ヲ行フハ難シ。

産馬僅少ニシテ、販出セシモノナシ。

購入セシモノ百五拾頭アリ。

馬ノ取引中間ニ馬喰ト称スルモノアリ。賣買ノ紹介ヲ為シ、直ニ取引ヲナスモノナシ。

産馬會社ノ方法ニ随フノ現況、壯馬、幼馬ノ價格、牧場。

産馬會社ヨリ種馬トシテ借受タルモノ数名アレトモ、前項ニ陳述スルカ如キ地方ノ旧慣アルヲ以テ、多クハ産馬會社ノ方法ヲ好マサルノ景況アリ。畢竟産馬ノ利益ヲ知ラサルニ座スルモノアルヘシト雖モ、亦尅頭ノ産馬ヲ得シカ為メ、農事ニ使用ノ便ヲ欠クヲ以テ、交尾ヲ潔シトセサルナリ。故ニ牧場ヲ設置スルニ非ラサレハ、産馬ノ盛大ハ得テ期スヘカラサルナリ。壯馬尅頭、貳拾円。幼馬一頭、五、六円乃至、八円。』

牛、全數、種類

牛、貳百八拾八頭、牡牛。但、運搬用。

牧場有無、景況、屠殺ノ數、其販路、搾乳ノ料、其販路、牛ノ種類、販出、購入其他馬ニ全シ。

鶏 三千羽。

豚 ナシ。

羊 ナシ。

製茶 ナシ。

漆器 ナシ。

陶器 ナシ。

製塩 ナシ。

(七) 職業』

農、尅方千三百三拾六人。商、貳百六拾三人。工、千百八拾九人。

雜業、百六拾尅人、内 漁、九人。

別ニ、酒屋、ナシ。但、受小賣者ハ凡貳拾人。

菓子屋、三拾六人。遊藝人、三人。藝妓、ナシ。娼妓、ナシ。書肆

ノ數、ナシ。』

(八) 學事

学校ノ種類其數

尋常小学校、六、尋常小学校分教室、尅、簡易科、十一。

私立専門学校ノ種類及其數、ナシ。

学齡兒童ノ數

貳千五百九拾五人、男、千三百九拾六人、女、千百九拾九人。

就學生ノ數

千三百拾五人、男、九百四拾四人、女、四百六人。

不就學兒童ノ數

千貳百四拾五人、男、四百五拾貳人、女、七百九拾三人。

他ニ在学ノ者、其在学ノ地名及学校ノ種類
福島尋常師範学校、一人。

(九) 宗教

人民信仰スル宗派ノ現況

該家傳來ノ宗派ニ從ヒ、從前ノ形ヲ以テ、年季吊、年始、盆會等
寺院ヘノ付ケ届、佛參、募參ヲナスマテニシテ、深ク宗派ヲ信仰
スルノ景況ナシ。』

寺院ノ數、二十六。内

曹洞宗、拾六、真宗、壹、浄土宗、弐、臨濟宗、壹、真言宗、六。

教會所ノ數、拾。内

曹洞宗、八ヶ所、宮下村、西方村、大谷村、下中津川村、野尻村、
喰丸村、小野川村、川井村、各壹ヶ所。

真言宗、大石田村、壹ヶ所。

臨濟宗、滝谷村、壹ヶ所。』

基督教ノ行否

更ニ行ハレス。

(十) 物價

米 壹石 五円

麦 壹石 四円

大豆 壹石 四円五拾五錢

酒 壹石 拾八円

木材 尺メ壹本 貳拾六錢

大工手間 一日 拾四錢

土方雇賃 一日 拾五錢

耕夫雇賃 一日 拾貳錢

日用必需ノ物品ハ、多ク若松市街其他ヨリ仕入ル、モノニシテ、概
シテ、道路峻坂アリ、距離ノ遠キニ從ヒ、其價頗ル貴シ。絹布、綿
布ノ如キ』モ、若松、若シクハ越国人ノ出商ニ係ルヲ以テ、皆其價
廉ナラス。

(十一) 衛生

地方病ノ有無、通常最モ多キ病名

地方病ト称スヘキモノナシト雖モ、當地方ハ山間二位シ、寒冷ノ
烈シキニヨルカ、ヨーマチス病多シト云フ。

通常最モ多キ病名ハ胃病ト梅毒症トス。

近年傳染病流行ノ情況

昨年横田村、本名村、中川村等へ類似痢列ヲ發シ、豫防消毒ノ
為メ、非常ノ手数ヲ要シタルモ幸ニ瀰蔓セスシテ熄ム。昨年来輕
井沢銀山ニ天然痘發生シ、其他各所ニ点々患者ヲ出セシモ、甚シ
キニ至ラス。

腸窒扶斯患者ハ、西方村近傍ニ頻年流行セシモ、本年ハ幸ニ流行
スルニ至ラスシテ熄ム。』

出産死亡ノ數、近来ノ増減

近來出産ハ増加、死亡ハ減少ス。其事由ハ東部中ニ登録スル所ニ同シ。

生命年齢平均ノ數、四十三年六ヶ月

婚姻ハ男ハ何年、女ハ何年ヲ以テ普通トナスノ慣習

婚姻ハ男ハ十九、二十年、女ハ十七、八年ヲ以テ普通トスルノ慣習ナリ。

(十二) 犯罪

處刑ノ最多キ刑名

処刑ノ多キハ、賭博犯。窃盜犯之ニ重ク。

公賣處分、近年ノ情況

諸税不納ノ為メ、公賣處分ニ係ルモノ從來東部ニ比スレバ、『甚少ナシ。畢竟、風俗ノ質朴ナルニヨルモノト思ハル。然レトモ地方税、町村費ノ戸數割ヲ納ムル能ハサル貧者ノ處分ノ末、無財産、欠損ニ歸スルモノハ、各所ニ輩出スルノ類アリ。

身代限り近年ノ情況

身代限りノ處分ヲ受ルモノモ、從來稀ナル地方ナリシカ、猶近年ハ漸次、寡少ナルヲ覺ユ。

(十三) 諸税及協議費

国税 九千六百貳円貳拾七錢八厘

地方税 五千七百三拾七円四拾錢八厘

町村費 三千八百三拾壹円七拾壹錢九厘

協議費 三千七百七拾七円九拾四錢八厘

(十四) 雜件

大沼郡中農夫等、積雪中ハ東部ニ於テ通運業アル地方ハ雪舟ヲ以テ、米穀、材木、石材等ノ運搬ヲ業トス。其他或ハ筵ヲ織リテ販キ、或ハ繩ヲナイ、鞋ヲ作り、米穀ヲ拵ヒニ従事ス。獨リ高田村ハ苛綿漉、勝原村ハ紙漉ヲナスモノ頗ル多シ。

中西部ハ、薪切、雪卸（積雪非常ニ多キヲ以テ、一ノ事業ニ属スルナリ）、秋収ノ米穀拵ヒ、鞋作り等ニ従フ。稀ニ紙漉等ヲスモノアリ。女ハ地方ニ依リ、蚊帳地ヲ製造ス。其他皆麻布、即本部農業ノ衣服ニ用キルモノヲ製作且裁縫ス。又本部ヨリ萱手職及薪切等ノ為メ、関東地方ノ出稼ト称シ、『前』後三ヶ月間程出ルモノ間々アリ。

東部ニハ越後地方ヨリ出稼ニ來ルモノ少ナカラス。大工職最も多ク、其他ハ油締、酒屋男等ナリ。

東部ハ大凡朝五時ニ起キ、夜十時ニ臥ス。夜業、農家男ハ、農繁ノ候ハ日々ノ農業ノ準備、雪中ハ鞋作り、繩ヲナイ、菰アミ等、女ハ農繁ノトキハ、飲食調理ノ餘暇ニ男ヲ助ケ、雪中ハ重モニ紡績、裁縫等ニ従事ス。

中西部ハ大凡朝六時ニ起キ、夜十時ニ臥ス。農家ノ夜業、其順序東部ト少シク其趣ヲ異ニスルモノアレトモ、又登録スルニ足ルモノナシ。但本部ハ、雪中ニ埋マルノ時日、東部ニ比スレハ、頗ル多キヲ以テ、冬期ノ夜業ハ、男女共ニ其業ノ閑ナルヲ見ル。

東部ハ概シテ職業ニ勉強シ、殊ニ農繁ノ候ハ決シテ他ニ讓ルモノナカルヘシト雖モ、年ヲ以テ算スレハ、都邑近傍ノ農民ニ恥ツヘキ時間ヲ徒費スルモノ多シ。

中西部ハ敢テ懶惰ト云フニ非レトモ、概ネ從來ノ通りニ、一ケ年ノ課業ヲ定メ置キ、勉メテ課業ヲ擴張スルノ氣象乏シ。東部ニ比シ、年ヲ以テ算スレハ、時間ヲ徒費スル事更ニ大シ。然レトモ、追々養蚕ノ業各所ニ進歩スルヲ以テ、人民ノ氣象モコレニ伴ハレ、進歩スルノ迹ナキニ非ス。

五節旬、二十日ノ宮込モリ、盂蘭盆會等ノ定期休業アリ。毎月期日休業ハ、旧曆ノ朔、十五日、二十八日ノ三日ヲ休日トナシ置クモノ多シ。又一日間ノ休業ハ、大凡午前一度、午飯ノ続キ一度、午後三時過キ一度、都合三度休業ス。尤日ノ長短ト業ノ繁閑ニヨリ、必シモコノ慣例ト定ムル能ハサレトモ、全郡大同小異ナルカ如シ。

但、夏季炎暑ノ候ハ、午睡ノ時頗ル多キヲ覚フ。

農産物收穫表 但、十九年ヨリ前三ケ年平均

- 一、米 四万七千七百四拾石七斗壹升四合
- 一、大豆 五千八百五石三斗三升三合
- 一、小豆 五百貳拾三石
- 一、粟 千八百五拾壹石
- 一、稗 百七拾八石三斗三升三合

- 一、黍 五拾六石六斗六升六合
- 一、蕎麥 三千百四拾石六斗六升六合
- 一、菜種 千六百八拾四石
- 一、馬鈴薯 九万四千四百四拾七貫七百六拾六匁
- 一、土根人參 壹万九百四拾六貫三百三拾三匁
- 一、実綿 三万四千四百三拾貳貫三百三拾三匁
- 一、苧麻 貳万四千五百八拾六貫六百六拾六匁
- 一、葉煙草 壹万四千四百四拾貳貫目
- 一、苧粟 五千三百九拾三貫三百三拾三匁
- 一、藍葉 七千五百五拾貫目
- 一、蘿蔔 六拾貳万九千五百貳貫六百六拾七匁
- 一、繭 千貳百拾六石三斗壹升
- 一、生糸 千四百五拾九貫七百目
- 一、真綿 六拾貫貳百目
- 一、製茶 百七貫百貳拾貳匁
- 一、製糖 貳百四拾貫九百五拾匁
- 一、生蠟 千三百六拾三貫三百三拾三匁
- 一、漆汁 五百八拾壹貫三百三拾三匁
- 一、桑葉 貳拾九万九千四百拾貫六百六拾六匁
- 一、木綿織物 六千八百九拾八反三分三厘
- 一、麻織物 壹万三千七百六反

一、絹及雜織物	七百八拾反六分六厘七厘 ^(マ)	一、小麦	六百九拾三石七斗貳升六合
一、判紙	貳拾貫六百六拾七匁	一、楮皮	六千四百五貫三分三厘三毛
一、延紙	百拾七貫六百六拾七匁	一、蜀黍	百四拾石六斗六升七合 [〃]
一、雜紙	千八百八拾八貫六百六拾七匁	一、豌豆	六拾七石三斗三升三合
一、菜種油	四百三拾四石	一、蘭	百三拾貫六分六厘七毛 [〃]
一、胡麻種	百四拾九石		
一、胡桃	貳百拾七石三斗三升三合	水産物收穫表 但、十九年ヨリ前三ヶ年平均	
一、榎実	貳拾貳石三斗三升三合	一、鱒	五百貫目
一、荳種	百拾七石三斗三升三合	一、鮎	千五百貫目
一、苧綿	四万三千拾六把三分三厘三毛	一、雜魚	貳千貫目
一、木地	千貳百九拾匁 [〃]	一、鯉	八百貫目 [〃]
一、陶器	貳千五百四拾駄		
一、炭	貳拾貳万九千四百六貫六百六拾七匁	諸物價表 但、十九年ヨリ前三ヶ年平均	
一、紫蘇乾	四千五百八拾貫三百三拾三匁	一、米	壹石二付 金四円五拾錢
一、葛粉	四石三斗三升三合	一、大豆	全 金三円七拾八錢三厘
一、諸木材	七拾五万七千五百三拾三坪三分三厘三毛	一、小豆	全 金四円貳拾八錢八厘
一、木羽	貳千三百八拾三駄三分三厘三毛	一、大麦	全 金貳円五拾錢
一、筵	壹万三千三百拾壹枚六分六厘三毛	一、小麦	全 金三円貳拾五錢
一、叭	七千九百七拾六個六分六厘七毛	一、粟	全 金貳円五拾壹錢五厘
一、板	壹万三千三百三拾三間三分三厘三毛	一、稗	全 金壹円四拾錢五厘
一、大麦	千六百五拾石七斗九升	一、黍	全 金壹円八拾九錢貳厘

一、蕎麥	全	金貳円六拾七錢六厘	一、製茶	全	金八拾錢
一、菜種	全	金四円貳錢九厘	一、砂糖	全	金四拾錢
一、繭	全	金拾六円六拾六錢	一、生蠟	全	金壹円
一、胡麻種	全	金七円貳拾五錢』	一、漆汁	全	金四円五拾錢
一、胡桃	壹石二付	金貳円	一、桑葉	全	金四錢
一、榎実	壹石二付	金貳拾五円	一、判紙	千枚二付	金壹円
一、苳種	壹石二付	金四円	一、延紙	全	金壹円四拾錢
一、葛粉	全	金八円五拾錢	一、雜紙	全	金壹円四拾錢
一、蜀黍	全	金三円五拾錢	一、熾炭	壹貫目二付	金壹錢八厘』
一、豌豆	全	金貳円拾五錢	一、紫蘇乾	壹貫目二付	金貳拾貳錢
一、馬鈴薯	壹貫目二付	金三錢五厘	一、楮皮	全	金貳拾貳錢五厘
一、土根人參	全	金五拾貳錢	一、藷	全	金拾錢
一、實綿	全	金貳拾六錢五厘	一、諸木材	壹坪二付	金六厘
一、大麻	全	金八拾貳錢	一、木羽	壹駄二付	金八拾七錢五厘
一、葉煙草	全	金三拾八錢五厘	一、陶器	壹駄二付	金拾円
一、藍葉	全	金拾八錢七厘	一、苧綿	壹把二付	金壹錢六厘
一、苧麻	全	金三円拾七錢三厘』	一、木地	壹挽二付	金六拾八錢
一、芦粟	全	金三錢	一、筵	壹枚二付	金貳錢貳厘
一、蘿蔔	全	金貳錢三厘	一、叭	壹枚二付	金貳錢壹厘
一、生糸	全	金貳拾九円	一、板	壹間二付	金拾五錢
一、真綿	全	金五円五拾錢	一、木綿織物	壹反二付	金五拾錢

一、麻織物	壹反二付	金三拾五錢』
一、絹織物	全	金貳円
一、諸交織物	全	金七拾錢
一、酒	壹石二付	金拾三円
一、醬油	全	金七円
一、水油	全	金貳拾三円
一、石炭油	全	金拾五円
一、塩	全	金貳円七拾錢
一、味噌	壹貫目二付	金拾貳錢
一、薪	壹棚二付	金壹円』

諸職工賃錢表 但、十九年ヨリ前三ヶ年平均

一、大工	壹人	金拾五錢
一、木挽	全	金拾五錢
一、左官	全	金拾六錢
一、石工	全	金拾五錢
一、屋根葺	全	金拾五錢
一、畳師	全	金拾三錢
一、建具	全	金拾四錢
一、指物	全	金拾五錢
一、桶職	全	金拾五錢

一、下駄職	全	金拾五錢
一、仕立職	全	金拾貳錢
一、機織職	全	金拾貳錢』
一、染職	壹人二付	金拾五錢
一、綿打	全	金拾五錢
一、提灯張	全	金拾五錢
一、菓子職	全	金拾七錢
一、酒造雇	全	金貳拾錢
一、農業雇	全	金拾貳錢五厘
一、鍛冶	全	金拾三錢
一、油締	全	金拾八錢』

重要ナル輸出品及ヒ金額表 但、十九年ヨリ前三ヶ年平均

種目	輸出高	金額
生糸	千七百貫目	五万円
大麻	貳万九千貫目	貳万五千元
苧麻	貳千四百貫目	壹万円
陶器	貳千五百駄	貳万五千元
木材	拾六万六千坪	千円
漆汁	五百貫目	貳千貳百元
人参	壹万千貫目	七千元

紫蘇乾 貳千貳百貫目 五百五拾円』

重要ナル輸入品及ヒ金額表 但、十九年ヨリ前三ヶ年平均

種目	輸入高	金額
塩	五千五百五拾石	壹万五千元
生乾魚類	三千貳百駄	三萬貳千元
黒砂糖	五千貫目	貳千元
白砂糖	千貳百貫目	千元
絹織物	千貳百五拾反	五千元
木綿織物	壹万反	壹萬円
石炭油	三百拾三石	七千貳百円
菓子類	貳千貫目	貳千元
諸金屬	六千貳百貫目	八千貳百円
西洋雜品	五百駄	壹万五千元』

【史料八】庶務課から第一部長への電報案伺、明治二十年十二月二二日（福島県歴史資料館所蔵、明治・大正期福島県庁文書…一〇五九、「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴庶務課」所収）

明治二十年十二月廿二日調 属 石塚劉介 ㊦

明治二十年「大沼郡 民度區域調進達書」とその作成に関わる史料

第一部長 ㊦ 庶務課長 ㊦

民度区域調ニ付照会

大沼郡長 町野主水

右進達ニ付、取調候處、東部ニテ十四項ノ取調科目脱落剥居候ニ付、左之御照会可然哉。相伺候。

号外 案

御進達之民度区域調中東部ニテ十四項取調科目無之、御調落ト被存候間、至急御取調御差出シ有之度、此段及御照会候也。

明治二十年十二月 日

第一部長御署名

大沼郡長 町野主水宛 親展』

【史料九】大沼郡長から第一部長への進達、明治二十年十二月二八日（福島県歴史資料館所蔵、明治・大正期福島県庁文書…一〇五九、「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴庶務課」所収）

民度区域調中、東部ニテ十四項取調落去ニ本月廿二日付号外ヲ以テ御照會之趣、了承致候。右ハ別紙取調及御送付候条、曩キニ進達致置候調書へ抵足シ方、宜敷御取斗相成度、御回答旁此段及御依頼候也。

明治二十年十二月廿八日

福嶋縣第一部長

大沼郡長 町野主水 ㊦

福嶋縣書記官 永峰弥吉殿

(十四) 雜件

大沼郡中農夫等、積雪中ハ東部ニ於テハ通運業アル地方ハ雪舟ヲ以テ、米穀、材木、石材等ノ運搬ヲ業トス。其他或ハ筵ヲ織リテ販キ、或ハ繩ヲナイ、鞋ヲ作り、米穀ノ拵ヒニ従事ス。獨リ高田村ハ苛綿漉、勝原村ハ紙漉ヲナスモノ頗ル多シ。

東部ニハ越後地方ヨリ出稼ニ来ルモノ少ナカラス。大工職最モ多ク、其他ハ油締、酒屋男等ナリ。

東部ハ大凡朝五時ニ起キ、夜十時ニ臥ス。夜業、農家男ハ、農繁ノ候ハ日々ノ農業ノ準備、雪中ハ鞋作り、繩ナイ、菰アミ等、女ハ農繁ノトキハ、飲食調理ノ餘暇ニ男ヲ助ケ、雪中ハ重モニ紡績、裁縫等ニ従事ス。

東部ハ概シテ職業ニ勉強シ、殊ニ農繁ノ候ハ決シテ他ニ讓ルモノナカルヘシト雖モ、年ヲ以テ算スレハ、都邑近傍ノ農民ニ恥ツヘキ時『ヲ徒費スルモノ多シ。』

五節句、二百十日ノ宮入り、盂蘭盆會等ノ定期休業アリ。毎月期日休業ハ、旧曆ノ朔、十五日、二十八日ノ三日ヲ休日トナシ置クモノ多シ。又一日間ノ休業ハ、大凡午前一度、午飯ノ続キ一度、午後三時過キ一度、都合三度休業ス。尤日ノ長短ト業ノ繁閑ニヨリ、必シ

モコノ慣例ト定ムル能ハサレトモ、全郡大同小異ナルカ如シ。但、夏季炎暑ノ候ハ、午睡ノ時間頗ル多キヲ覺フ。』